

新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (案)

平成24年1月

(※精査の結果、今後数値及び文言について修正が生じる可能性がある。)

【目 次】

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画の概要	5
3 計画期間	6
4 計画の推進体制	7

第2章 ごみを取巻く現状と課題

1 現在のごみ処理システム	9
1 ごみ収集・処理区域	9
2 分別区分	10
3 処理手数料	11
4 処理・処分の状況	14
5 施設の概要	15
2 ごみ処理の現状	18
1 家庭系ごみ排出量	18
2 事業系ごみの排出量	19
3 処理・処分量の推移	20
4 焼却施設の稼働状況	21
5 ごみ組成	22
6 ごみ処理経費	23
7 数値目標の達成状況	24
8 他都市の比較	25
3 現状を踏まえた課題の整理	26

第3章 ごみ処理の目標と方針

1 ごみ処理の基本理念	27
1 ごみ処理の基本理念	27
2 本市の目指す循環型社会	28
2 環境先進都市に向けた数値目標	29
1 環境先進都市の数値目標	29
3 ごみ処理の基本方針	34

第4章 目標達成に向けた基本施策

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働	35
1 制度の周知と分別の徹底	36
2 意識啓発・環境教育の推進	37
3 3R・生ごみ減量の推進	37
4 市民・事業者・市の協働した体制づくり	38
基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	39
1 制度の周知徹底	39
2 排出事業者のごみ減量への動機付け	40
3 分別及び資源化の促進に向けた誘導	40
4 産業廃棄物の混入防止	40
基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進	41
1 ごみ集積場における違反ごみ対策	41
2 ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り	42
3 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進	42
基本方針4 収集・処理体制の整備	43
1 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築	43
2 効率的な適正処理・処分の実施	43
3 廃棄物処理施設のあり方の検討	44
4 大規模災害に備えた事前の体制整備	44

第5章 巻末資料

1 計画フレーム	45
1 実績と将来推計	45
2 ごみ量予測	46
1 全市（人口減少分のみ見込んだ予測値）	46
2 全市（施策実施による目標達成時の推計）	47
3 目標達成時のごみ処理フロー（平成28年度）	48
4 目標達成時のごみ処理フロー（平成31年度）	49
3 人口・世帯数の動向	50
4 事業所数・従業者数の動向	51
5 ごみ量推計の考え方	52
6 策定の経過	53
7 環境関連用語集	64

第1章

計画策定の基本的事項

1 ● 計画策定の趣旨

私たちの豊かな暮らしや経済活動は地球環境という基盤があってはじめて成り立ちます。この地球環境を損なうことなく持続的に社会を発展させていくためには、地球温暖化への対応、自然との共生とともに、市民一人ひとりが身近なごみについて考え、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）・再使用（Reuse：リユース）・再生利用（Recycle：リサイクル）といった3Rの重要性を認識し、できるだけごみを減らし、ごみとなったものも資源として循環利用する社会を構築していくことが必要です。

これまで新潟市は、平成17年に近隣13市町村と合併し、平成19年4月には本州日本海側初の政令指定都市として新たな一歩を踏み出しました。また、これと併せて平成19年6月に前「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始し、地区ごとに異なっていた分別制度を統一しました。そして、この新しい制度のもとで、市民・事業者・市が一体となってごみの減量と資源化に懸命に取り組んだ結果、家庭系ごみの大幅な削減や資源化率の向上といった大きな成果を挙げることができました。

新ごみ減量制度により、分別とリサイクルについての意識が一定程度定着したといえる今日、循環型の社会への歩みを着実なものとし、田園型政令市の豊かな環境を未来の子どもたちに引き継いでいくためには、3Rのうち特に発生抑制に力点を置き、さらなるごみの減量化と資源化を推進していく必要があります。

このため、前計画の中間年度にあたる平成23年度に、新潟市清掃審議会に対し「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」と題して、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」及び「事業系ごみの減量施策のあり方」を諮問し、5回に渡る審議を経て、平成23年9月に答申をいただきました。

81万市民が一丸となって、持続的な新潟市の発展を目指し、循環型社会の構築に向けた取り組みを加速させるため、この答申で示された方向性を踏まえ、新たな目標を実現するための施策を盛り込んだ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。



図1 計画の推進経緯

2 ● 計画の概要

1 ● 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定・改定するものです。

本計画の内容は、関係法令（循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）の理念や各種制度・計画の内容を踏まえ、「新・新潟市総合計画」、「新・新潟市環境基本計画」等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針として位置づけるものです。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

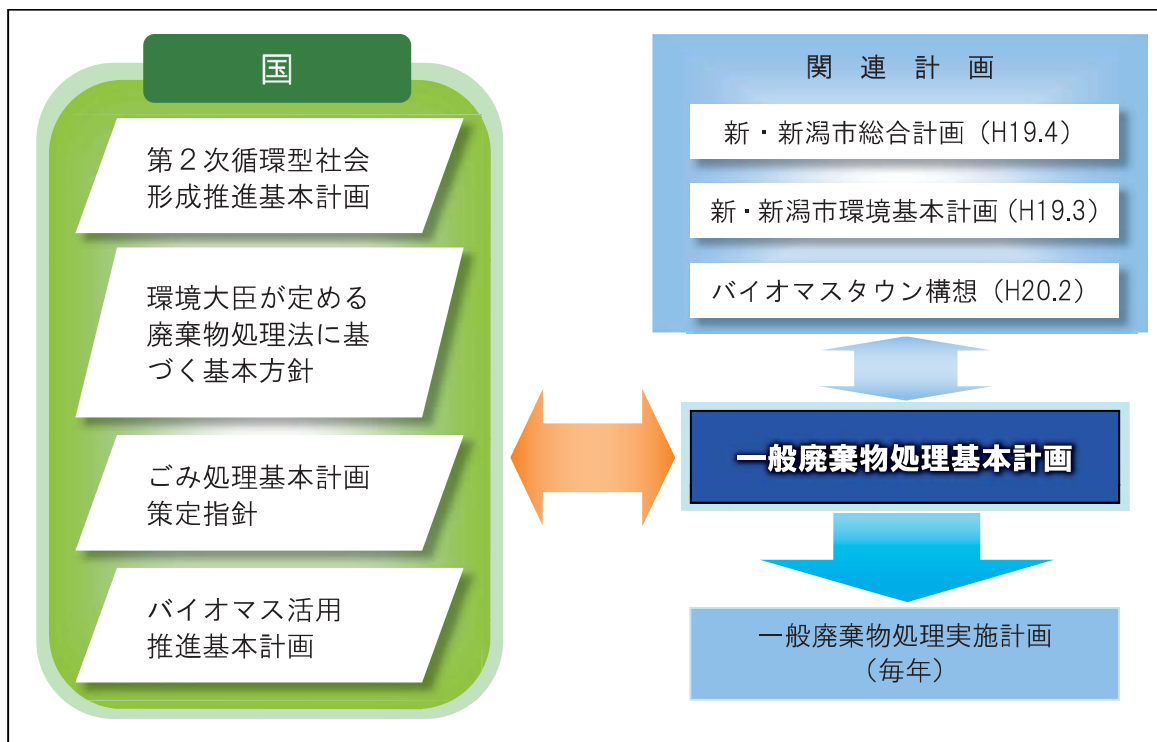


図2 計画の位置づけ

第1章 計画策定の基本的事項

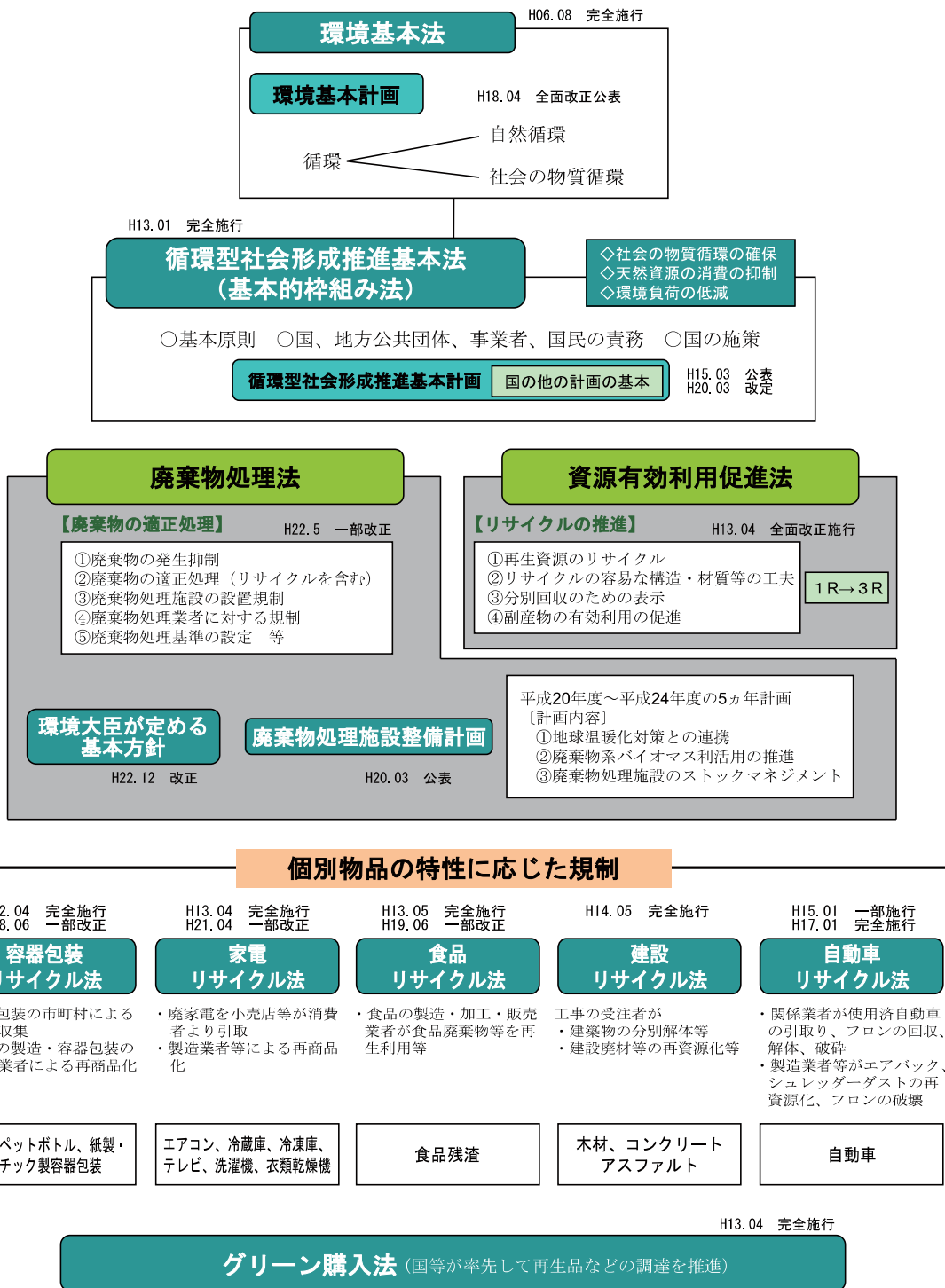


図3 循環型社会の形成の推進のための法体系

2 ● 計画の概要

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生及び排出抑制から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。本市におけるごみ処理の現状・課題を踏まえるとともに、清掃審議会における審議を経て、市民・事業者の意見を取り入れ策定されています。

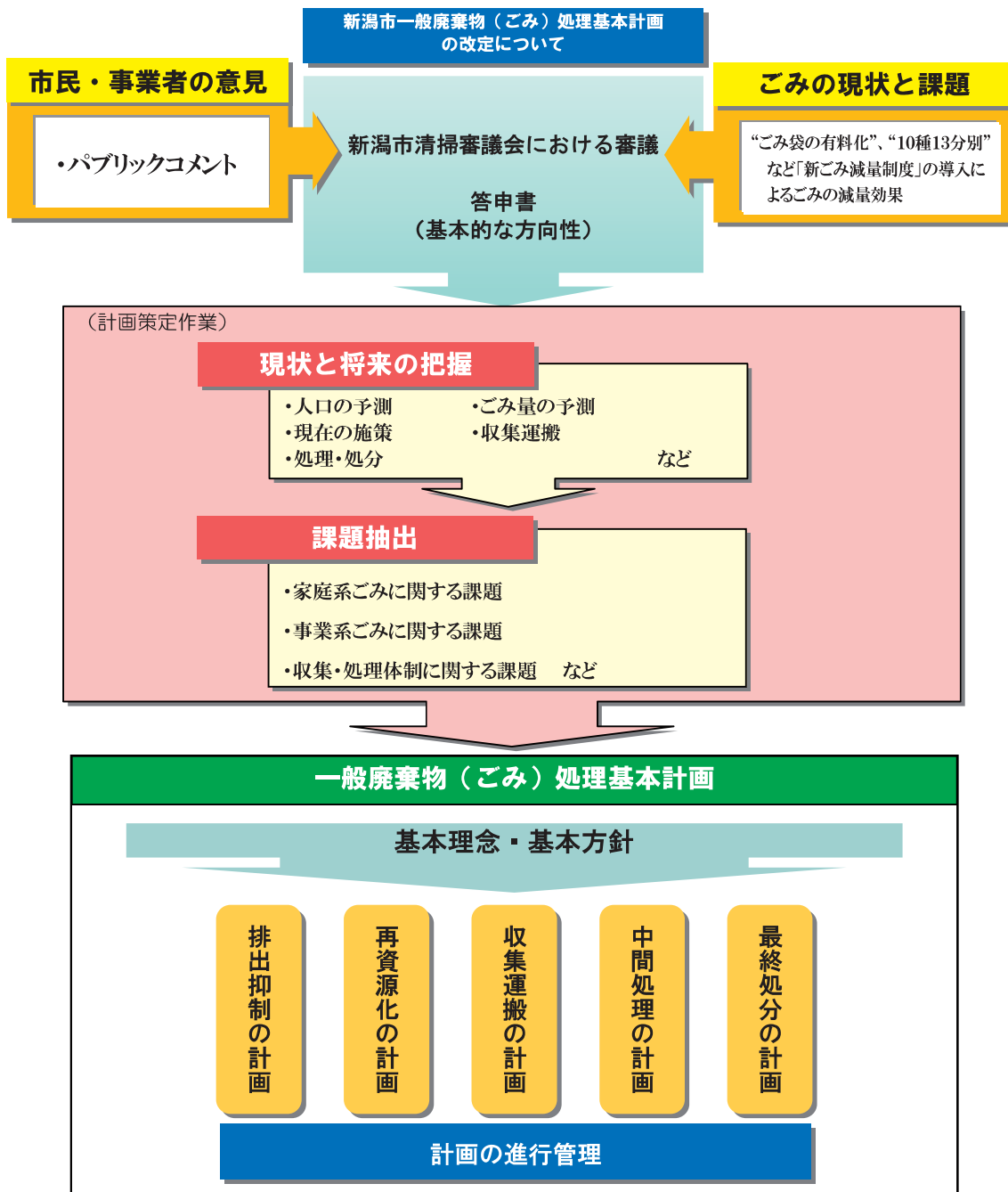


図4 計画概要

3 ● 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度を初年度とし、平成31年度までの8年間とします。計画を着実に推進するために計画期間を2期に分け、平成24年度から平成28年度までを短期計画期間、平成24年度から平成31年度までを長期計画期間とします。

また、中間目標年度においては、短期計画期間の実施状況を踏まえ計画の見直しを行います。

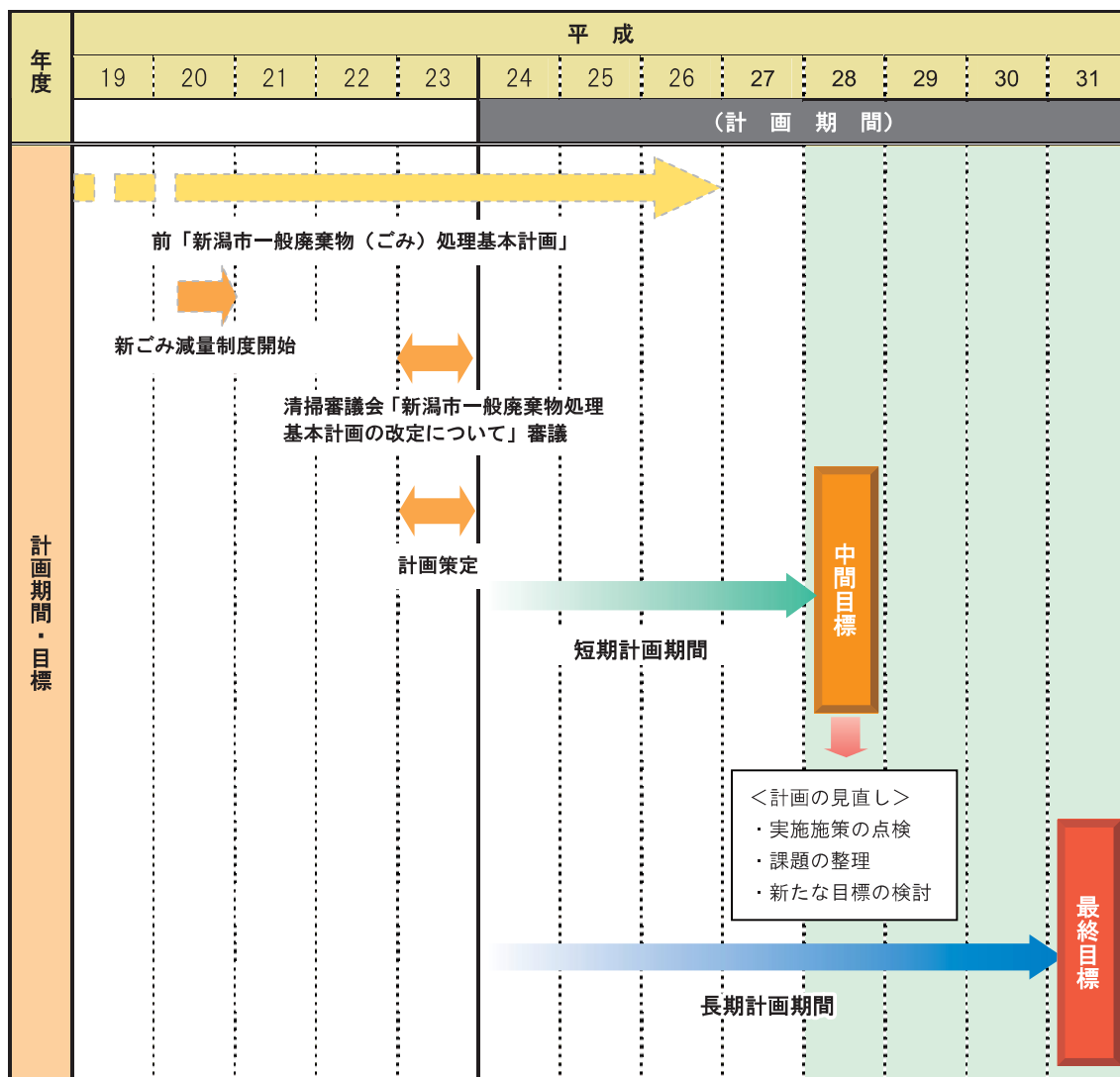


図5 計画期間

4 ● 計画の推進体制

本計画に基づく各種施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、三者の協働のもとに推進していくこととします。

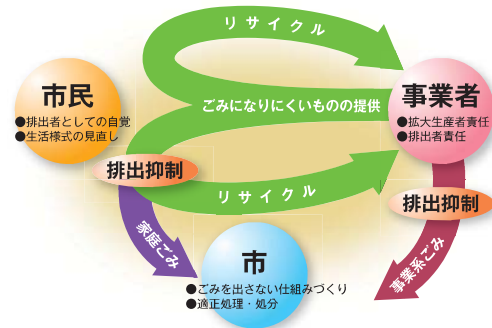


図6 市民・事業者・市の役割のイメージ

市民・NPO等の市民団体の役割

排出者としての責任（市民）

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化・適正処理に向けた取り組みに協力する。
- 地域の集団資源回収や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加する。

積極的な活動とつなぎ手としての役割（市民団体）

- ごみの減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざした3R活動を展開する。
- 市民・事業者・市のつなぎ手としての役割を果たす。

事業者の役割

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に積極的に取り組んでいく。

排出者としての責任

- 自己処理責任のもと、ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進する。
- ごみ減量化・適正処理に向けた各種取り組みに協力する。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が参加できるシステムの構築を推進する。

安全で効率的なごみ処理体制の構築

- 環境負荷の軽減を念頭に、安全で効率的な収集運搬、処理・処分体制の構築を推進する。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進める。

各主体のコーディネーター

- 市民・市民団体・事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。

排出者としての責任

- ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を計画的に推進する。

第2章

ごみを取巻く現状と課題

1 ● 現在のごみ処理システム

1 ● ごみ収集・処理区域

本市におけるごみ収集・処理の区域は図7に示すとおりです。旧市町村を地区単位として、収集する品目と処理施設の立地条件に応じて収集・処理を行っています。



図7 ごみ収集・処理区域

表1 地区別人口の実績（平成22年度10月1日：国勢調査人口）

地区名		人口	世帯数	備考
新潟広域	新潟地区	530,070人	221,475世帯	新潟地区+黒埼地区
	亀田地区	35,018人	12,568世帯	
	横越地区	11,840人	3,672世帯	
	計	576,928人	237,715世帯	
白根広域		62,715人	18,701世帯	白根地区+小須戸地区+味方地区+月潟地区+中之口地区
巻広域		55,146人	16,701世帯	巻地区+岩室地区+西川地区+湯東地区
新津地区		67,620人	23,143世帯	
豊栄地区		49,492人	16,273世帯	
市全体		811,901人	312,533世帯	

2 ● 分別区分

平成20年6月1日からの新ごみ減量制度では、以前より分別品目を細分化し、全市で10種13分別（巻広域は8種11分別）を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により高品質なリサイクルを確保することとし、分別区分や処理方法の変更を行いました。

平成23年4月1日現在の分別区分は表2に示すとおりです。

表2 分別区分等

（平成23年4月1日現在）

区 分		ごみの内容	収集回数	収集方法	手数料等	
全市 北区 東区 中央区 江南区 秋葉区 南区 西区（四ツ郷屋地区を除く） 西蒲区（中之口地区に限る）	ごみ	燃やすごみ	厨芥類・皮革類など	週3回	集積場方式	有料 （指定袋）
		燃やさないごみ	金属類・ガラス類など	月1回		
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料 （シール）
	資源物	プラスチック製容器包装	カップ・パック類 トレイ類など	週1回	集積場方式	無料
		ペットボトル	飲食用の ペットボトル	月2回		
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌			
		飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・ 化粧品のびん			
		飲食用缶	飲食用の缶			
		枝葉・草	剪定した枝・木など	週1回		
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・ スプレー缶など	月1回		
巻広域 ※1 西区（四ツ郷屋地区に限る） 西蒲区（中之口地区を除く）	ごみ	普通ごみ	厨芥類・プラスチック・ 金属類・ガラス類	週3回	集積場方式	
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	
	資源物	ペットボトル	飲食用の ペットボトル	月2回	集積場方式	無料
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌			
		飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・ 化粧品のびん			
		飲食用缶	飲食用の缶			
		枝葉・草	剪定した枝・木など	週1回		
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・ スプレー缶など	月1回		

3 ● 処理手数料

(1) 家庭系ごみ

平成17年の広域合併後、各地区により異なっていた家庭系ごみの処理手数料について、平成20年6月1日の新ごみ減量制度の開始により全市統一を図り、ごみ減量とリサイクルの推進及び分別徹底の観点から、燃やすごみ、燃やさないごみ（巻広域は普通ごみ）は指定袋により、粗大ごみは処理券により有料としました。

平成23年4月1日現在の家庭系ごみ処理手数料は表3に示すとおりです。

表3 家庭系ごみ処理手数料（平成20年6月～）

区 分		全市共通	
有料化手法		単純従量制	
市が定期的に 収集する 家庭系廃棄物	燃やすごみ 燃やさないごみ 普通ごみ（※）	指定袋・大（45ℓ）	45円/枚
		指定袋・中（30ℓ）	30円/枚
		指定袋・小（20ℓ）	20円/枚
		指定袋・極小（10ℓ）	10円/枚
		指定袋・超極小（5ℓ）	5円/枚
	資源物	無料	—
市が収集する粗大ごみ		品目別単価	100～500円券

※巻広域

(2) 事業系ごみ、家庭系直接搬入ごみ

事業系ごみは、事業者の自己処理責任に基づき、ごみ集積場への排出を禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、処理施設へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制（10kgまでごとに130円）としています。

また、家庭系ごみを直接処理施設へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制（10kgまでごとに60円）としています。

平成23年4月1日現在の事業系ごみ処理手数料は表4に示すとおりです。

表4 事業系ごみ・家庭系直接搬入ごみ処理手数料（平成20年6月～）

区 分	手数料	
事業系ごみ	10kgまでごとに	130円
家庭系ごみ（施設に直接搬入する場合）	10kgまでごとに	60円

(3) ごみ処理手数料の市民還元事業

家庭系ごみ有料化による手数料収入については、資源循環型社会の促進、地球温暖化の防止及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民に還元しています。また、用途の決定にあたっては、市民代表を含めた検討会議を設置し、透明性を確保しています。

具体的な市民還元事業の内容は表5に示すとおりです。

表5-(1) ごみ処理手数料の市民還元事業の内容 (平成23年4月現在)

市民還元事業	内容	
①分別意識の向上と啓発	市民向けの広報紙を発行するとともに、苦情の多いアパートや集合住宅の適正排出に向け、重点的に学生や不動産管理会社に指導を実施し、ごみ分別ルールの徹底を図ります。	
	ア	広報紙の発行 サイチョプレス(年4回)、ごみダイエット読本
	イ	ごみマナー強化 アパート、集合住宅入居者への啓発
②クリーンにいがた推進員育成事業	クリーンにいがた推進員への研修会、施設見学会などを実施し推進員を中心に、地域における廃棄物の適正な分別・排出、環境意識の普及啓発を図り、地域に密着した活動を推進します。	
③古紙資源化の一層の推進	古紙の資源化を推進するため、回収団体や地域コミュニティ協議会に対し、回収実績に応じた奨励金(支援金)を交付します。	
	ア	集団資源回収奨励金 回収団体へ6円/kgの奨励金を交付 用具の貸付け・譲与及び保管庫購入等補助
	イ	古紙行政収集支援金 地域コミュニティ協議会へ3円/kgの支援金を交付
④古布・古着の拠点回収	古布古着を拠点で回収することにより、可燃ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図ります。	
	拠点場所 (8箇所)	北区役所、資源再生センター、市役所白山浦庁舎、亀田清掃センター、新津クリーンセンター、白根環境事業所、西清掃事務所、鎧淵クリーンセンター
⑤ごみ集積場設置等補助	地域の環境美化及び収集業務の効率化を図るためごみ集積場の設置費用に対し助成を行います。	
	対象経費：ごみ集積場の購入・修繕費、看板設置費 補助率：3/4 補助対象限度額：15万円/1集積場	
⑥特殊ネットの譲与	カラス被害が深刻な自治会・町内会には、カラス対策に効果的な特殊ネットを譲与します。	
⑦家庭系生ごみ減量化の推進	生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト等)の減額販売や家庭用電動生ごみ処理機の購入費に対して助成を行います。	
	ア	生ごみ堆肥化容器(コンポスト等)の減額販売 市場価格よりも安価な価格で販売 コンポスト：130ℓ、150ℓ、240ℓの3種類 EMポカシ：容器とEMポカシ菌をセットで販売
	イ	家庭用電動生ごみ処理機購入費補助 補助率 1/2 限度額 2万円
⑧地域清掃活動への助成	地域環境の保全や環境美化の推進を図るため、地域清掃等の環境美化活動費や不法投棄処理費に対して助成を行います。	
	ア	環境美化活動費への助成 対象経費：軍手等用具購入費や飲み物代など 補助率：4/5 補助対象限度額：@250円×参加者数×4/5
	イ	不法投棄処理費への助成 対象経費：広域的な地域での不法投棄物の運搬・処理費 補助率：10/10

表5-(2) ごみ処理手数料の市民還元事業の内容（平成23年4月現在）

市民還元事業	内容		
⑨不法投棄・違反ごみ対策	不法投棄や違反ごみを未然に防止し、地域環境の保全や環境美化の推進を図ります。また、条例の一部改正と監視指導体制の構築により、ごみ集積場からの資源物等の持ち去り行為を防止します。		
	ア	民間警備会社へのパトロール委託	高速道脇やごみ集積場など
	イ	監視カメラ等の設置	監視カメラ(ダミーを含む)、フラッシュライト、看板等の設置
	ウ	処理困難物の処理	不法投棄されていた市の処理施設で処理できないごみの処理
⑩環境教育・環境学習に対する支援	ア	環境教育副読本の配布	対象：小学5年生・中学1年生 総合学習などで活用できる環境学習の情報等を掲載した副読本を配付
	イ	小学生用副読本の配布	対象：小学4年生 ごみの減量・リサイクルの意識を深めるため、社会科副読本「ごみってなあに？」を配付
	ウ	環境教育の取り組み	対象：中学校、小学校、幼稚園 市立校園から推進校実践校を募集し環境教育環境学習を支援
	エ	にいがた市民環境キャンパス	環境学習ツールの貸出し、作成や学習会の情報などを掲載する交流型ホームページを維持し、環境に関する知識や情報をいつでも誰でも共有できる場所・機会を提供し、市民が環境保全活動に気軽に参加できる環境を整備する。
⑪ごみ出し支援事業	自治会等で取り組む、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者などの世帯に対する支援活動費について助成を行います。		
⑫バイオマス利活用	市内各所で「菜の花プラン」を実施するとともに、家庭から排出される廃天ぷら油を回収・再生利用することにより家庭ごみの減量・資源化を推進します。		
	ア	菜の花プラン	地域コミュニティ協議会との協働による菜の花栽培及び菜種油の生産を推進し、良好な景観と地域エネルギーの創出を図る。
	イ	廃天ぷら油の拠点回収	廃油改修を実施する地域コミュニティ協議会や自治会・町内会等に対して、回収実績に応じた支援金（20円/ℓ）を交付
⑬防犯灯設置補助金	LED灯などの環境に配慮した防犯灯の導入を促進するため、自治・町内会又はその連合組織が当該地域内に設置管理する防犯灯を対象に、LED灯などの環境配慮型防犯灯を設置する場合は補助率を上乗せします。（補助率の上乗せ金額分を市民還元事業として支出）		
	LED灯などの環境配慮型防犯灯 補助率 2/3（その他の防犯灯 補助率1/2）		
⑭地域活動補助金	○自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、豊かな地域社会を実現するために、地域課題の解決を図る活動、資源循環型社会形成の推進を図る活動、地球温暖化対策を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動などに補助金を交付します。		
	対象団体・・・地域コミュニティ協議会、自治会などの非営利団体 補助率等・・・補助率：10/10 限度額：20万円／事業 （地域コミ協は20～60万円(20万円/小学校区)）		

4 ● 処理・処分の状況

ごみ処理・処分の状況は図8に示すとおりで、「可燃ごみ」は市内6箇所の焼却処理施設にて焼却を行い、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」は粗大ごみ処理施設での破碎・選別を行っています。資源物は、民間事業者を含めた処理施設で資源化を行っています。

また、焼却灰等は、市内6箇所の最終処分場で埋め立てを行っています。

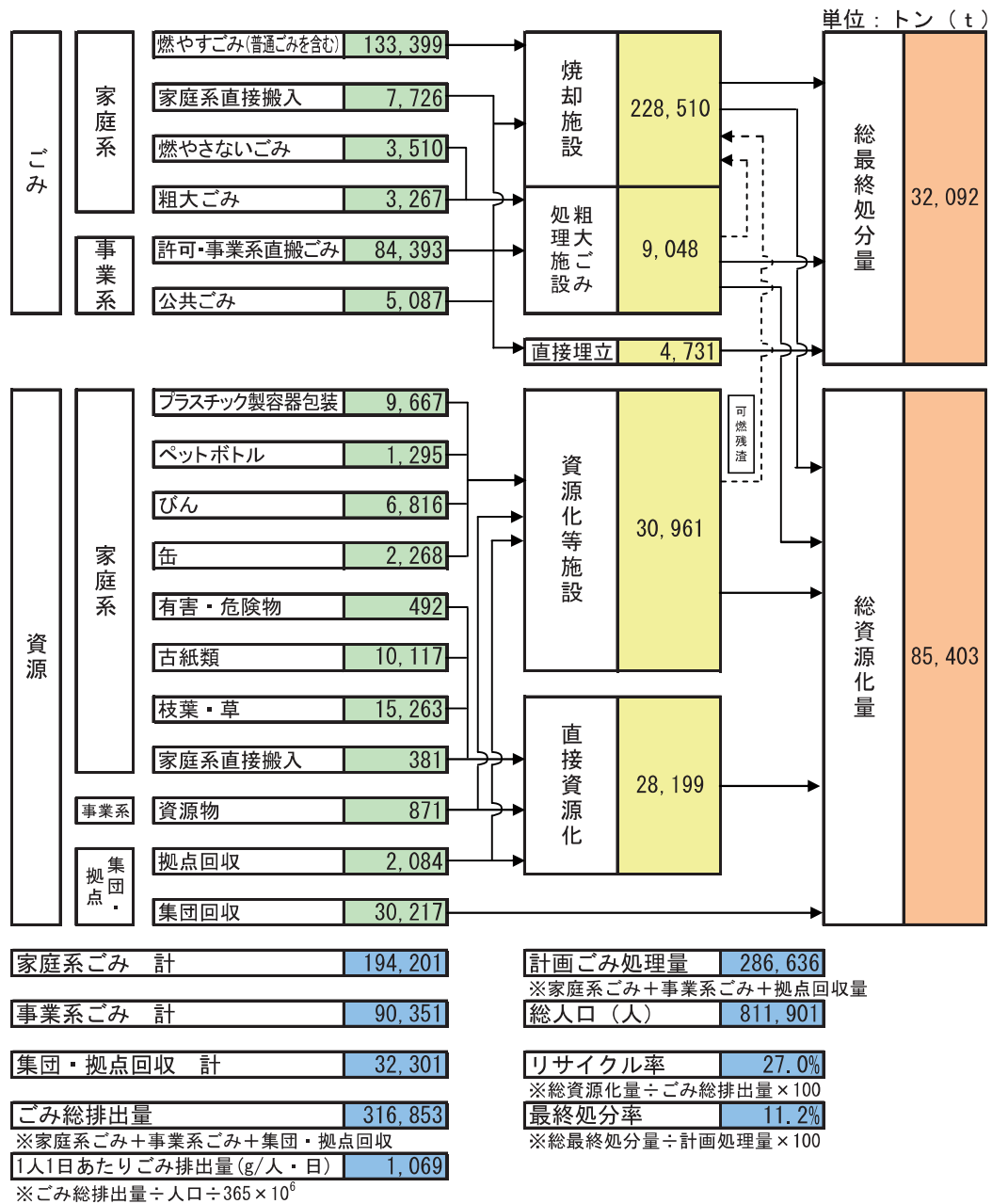


図8 ごみ処理・処分フローの実績（平成22年度）

5 ● 施設の概要

(1) 焼却処理施設

本市の焼却処理施設の配置は図9に、各施設の概要は表6に示すとおりです。現在、本市では6施設が稼働していますが、平成23年度末をもって現在の新田清掃センター焼却施設及び白根グリーンタワー焼却施設は休止し、平成24年度からは新しい新田清掃センターが稼働を開始します。同施設はPFI法に則ったDBO（Design Build Operate：公設民営）方式により、施設の整備・運営を行っていきます。



図9 焼却処理施設配置

表6 本市の焼却処理施設一覧（平成24年2月現在）

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	処理区域	H22年度処理量※
1 新田清掃センター	流動床炉 (全 連)	360t/日 (120t/日×3 炉)	昭和61年10月	新潟地区 黒埼地区	70,726 t
2 亀田清掃センター	流動床炉 (全 連)	390t/日 (130t/日×3 炉)	平成9年3月	新潟広域	93,877 t
3 白根グリーンタワー	ストーカ炉 (全 連)	150t/日 (75t/日×2 炉)	平成6年10月	白根広域	16,323 t
4 鎧湯クリーンセンター	シャフト炉 (全 連)	120t/日 (60t/日×2 炉)	平成14年3月	巻広域	18,862 t
5 新津クリーンセンター	流動床炉 (全 連)	144t/日 (72t/日×2 炉)	平成7年12月	新津地区	16,004 t
6 豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	ストーカ炉 (准 連)	130t/16h (40t/16h×2 炉 +50t/16h)	昭和55年12月	豊栄地区 (聖籠町)	12,718 t

※他市災害ごみ、聖籠町分などを除く

(2) その他の中間処理施設

本市のその他の中間処理施設の配置は図10に、各施設の概要は表7に示すとおりです。

現在、本市では破碎等を行う施設が5施設稼働しており、資源物を対象としたリサイクル施設が2施設稼働しています。



図10 その他の中間処理施設配置

表7 本市のその他の中間処理施設一覧（平成24年2月現在）

施設名称	施設種類	規模	竣工年月	処理区域	H22年度処理量※
1 新田清掃センター	破碎施設 (不燃)	170t/5h 85t/5h×2系 堅型高速 5t/5h×1系 二軸低速	平成12年3月	新潟地区 黒埼地区	10,468 t
2 亀田清掃センター	粗大ごみ 処理施設	50t/5h 45t/5h×1系 横型 5t/5h×1系 剪断	平成9年3月	新潟広域	3,665 t
3 白根グリーンタワー	粗大ごみ 処理施設	25t/5h 20t/5h×1系 回転式 5t/5h×1系 油圧切断	平成6年10月	白根広域	2,091 t
4 鎧潟クリーンセンター	リサイクル プラザ	16t/5h かん 7t/5h 機械選別 びん 7t/5h 自動色選別 ペットボトル 2t/5h 圧縮梱包	平成14年3月	巻広域	942 t
5 新津クリーンセンター	粗大ごみ 処理施設	21t/5h 横軸回転衝撃式	平成7年12月	新津地区	1,876 t
6 資源再生センター (エコプラザ)	リサイクル プラザ	60t/5h (30t/5h×2系) かん 機械選別 生きびん・カレット 手選別	平成8年3月	新潟地区	1,707 t
7 豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	不燃物 処理施設	30t/5h 衝撃剪断式	昭和62年3月	豊栄地区 (聖籠町)	453 t

※他市災害ごみ、聖籠町分などを除く

(3) 最終処分場

本市の最終処分場の配置は図11に、各施設の概要は表8に示すとおりです。現在、本市では6施設が稼動しています。

平成24年度からは新たに第4赤塚埋立処分場が供用を開始します。



図11 最終処分場施設配置

表8 本市の最終処分場一覧（平成24年2月現在）

施設名称	施設容量※1	埋立構造	浸出水処理施設	竣工年月	処理区域	H22年度埋立容量※2	H22年度末残容量
1 赤塚埋立処分地	473,900m ³	準好気性 平地埋立	380m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過	平成6年8月	新潟地区 黒埼地区	9,682m ³	19,108m ³
2 太夫浜埋立処分地	182,000m ³	準好気性 平地埋立	260m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過	平成13年3月	新潟広域	7,909m ³	63,399m ³
3 白根埋立処分地	15,401m ³	準好気性 平地埋立	120m ³ /日 活性汚泥＋沈澱 ＋膜処理＋活性炭	平成14年3月	白根広域	1,474m ³	121m ³
4 福井埋立処分地	97,690m ³	準好気性 平地埋立	100m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	昭和58年8月	巻広域	996m ³	23,592m ³
5 亀田埋立処分地	33,000m ³	準好気性 平地埋立	70m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	平成18年3月	新潟広域	7,082m ³	11,554m ³
6 一般廃棄物処分場 江楓園 (豊栄郷清掃施設処理組合)	80,910m ³	準好気性 平地埋立	230m ³ /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	平成4年3月	豊栄地区 (聖籠町)	2,062m ³	26,283m ³

※1 施設供用開始時の埋立容量

※2 亀田埋立処分地は旧施設によるもの。

2 ● ごみ処理の現状

1 ● 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの総排出量の推移（図12、表9）は、平成20年6月1日からの新ごみ減量制度の実施に伴い大幅なごみ減量・資源化が達成され、平成22年度実績では226,502tとなっています。

また、資源物等を除くごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）については、新ごみ減量制度の導入により、平成19年度と比較して、約30%の削減となっています。なお、従来事業系ごみとして取り扱っていた処理施設への家庭系直接搬入ごみは、本計画より家庭系ごみの分類に変更しました。

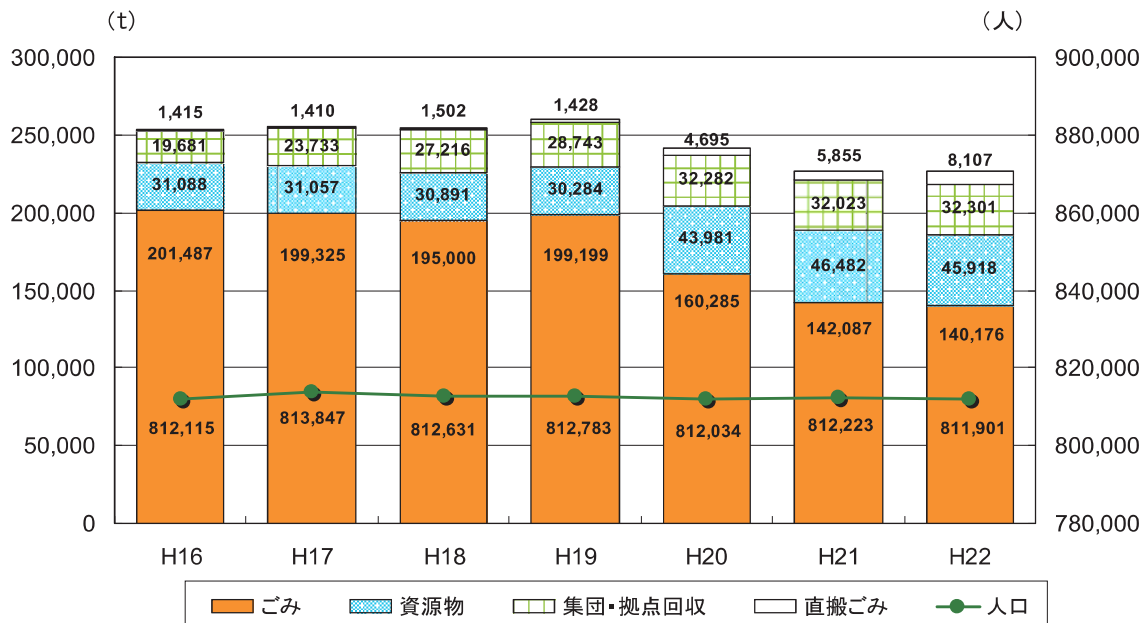


図12 家庭系ごみ排出量の推移

表9 家庭系ごみ排出量の推移

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
人口	(人)	812,115	813,847	812,631	812,783	812,034	812,223	811,901	
収集	燃やすごみ	(t)	185,099	183,337	178,812	179,940	145,648	135,313	133,399
	燃やさないごみ	(t)	10,467	10,089	10,496	10,938	7,030	3,692	3,510
	粗大ごみ	(t)	5,921	5,899	5,692	8,321	7,607	3,082	3,267
	計	(t)	201,487	199,325	195,000	199,199	160,285	142,087	140,176
	(平成19年度=100%)	(%)	101.1	100.1	97.9	100.0	80.5	71.3	70.4
資源物	(t)	31,088	31,057	30,891	30,284	43,981	46,482	45,918	
集団・拠点回収	(t)	19,681	23,733	27,216	28,743	32,282	32,023	32,301	
小計	(t)	252,256	254,115	253,107	258,226	236,548	220,592	218,395	
家庭系直接搬入	(t)	1,415	1,410	1,502	1,428	4,695	5,855	8,107	
直接搬入ごみ	(t)	1,415	1,384	1,480	1,402	4,434	5,534	7,726	
直接搬入資源	(t)	0	26	22	26	261	321	381	
計	(t)	253,671	255,525	254,609	259,654	241,243	226,447	226,502	
(平成19年度=100%)	(%)	97.7	98.4	98.1	100.0	92.9	87.2	87.2	

2 ● 事業系ごみ排出量

本市の事業系ごみの排出量の推移（図13、表10）は、平成17年10月から新潟広域において再生可能な古紙類の搬入規制を実施したことにより減少傾向に転じました。平成20年6月1日からは事業系ごみの処理手数料の全市統一や、市による事業系ごみ収集の廃止などの施策を実施したことによりさらに減少傾向が続き、平成22年度実績では90,351tとなっています。

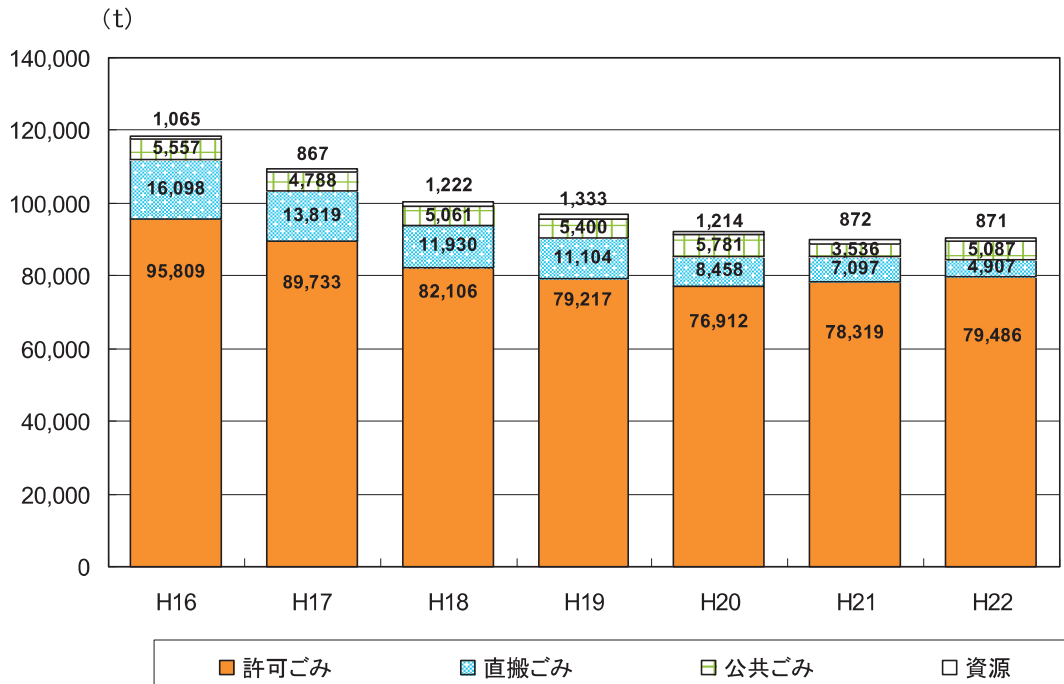


図13 事業系ごみ排出量の推移

表10 事業系ごみ排出量の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
許可ごみ (t)	95,809	89,733	82,106	79,217	76,912	78,319	79,486
事業系直搬 (t)	16,098	13,819	11,930	11,104	8,458	7,097	4,907
公共ごみ (t)	5,557	4,788	5,061	5,400	5,781	3,536	5,087
資源 (t)	1,065	867	1,222	1,333	1,214	872	871
計 (t)	118,529	109,207	100,319	97,054	92,365	89,824	90,351
(平成19年度=100%)	122%	113%	103%	100%	95%	93%	93%

※許可ごみ・・・一般廃棄物収集運搬業の許可業者が排出事業者から委託され搬入したごみ
 事業系直搬・・・排出事業者が自ら処理施設へ搬入したごみ
 公共ごみ・・・地域の清掃活動等による市道の側溝汚泥など
 資源・・・堆肥化した学校給食残さなど

3 ● 処理・処分量の推移

本市の処理・処分量の内訳の推移（図14）は、平成20年度の新ごみ減量制度の導入に伴い、焼却量及び埋立量が大幅に減少した一方、資源化量は増加し、その結果リサイクル率（資源化量÷ごみ総排出量）も大きく上昇している状況です。

平成22年度の最終処分量は32,092t、資源化量は85,403tで、リサイクル率は27.0%となっています。

また、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧湯クリーンセンターの3施設では焼却余熱を利用した発電を行っており、余剰電力については売電をしているほか、新田清掃センター、亀田清掃センター、新津クリーンセンターでは隣接する施設に余熱を供給しています。

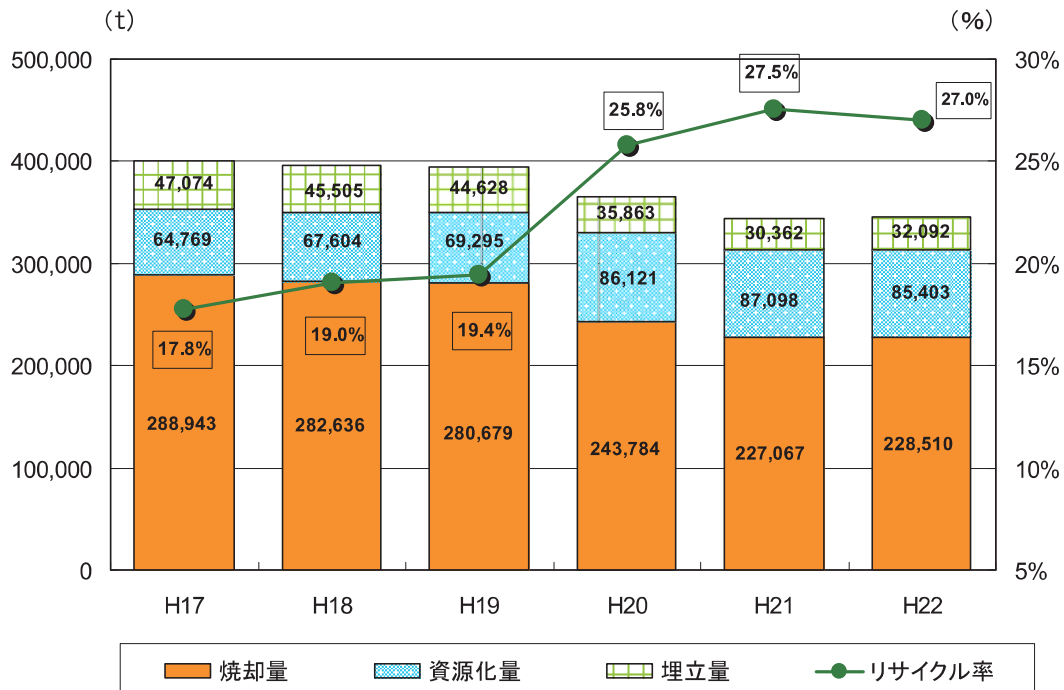


図14 処理・処分量の推移

4 ● 焼却施設の稼働状況

(1) 焼却施設の稼働状況について

本市では焼却施設が6施設稼働していますが、施設の処理能力に対して、処理対象となる焼却ごみ量が減少傾向にあるため、施設の稼働率に余裕が生じています（図15参照）。また、焼却施設は稼働から9～17年経過しており、今後の焼却施設のあり方について検討していくことが必要です。

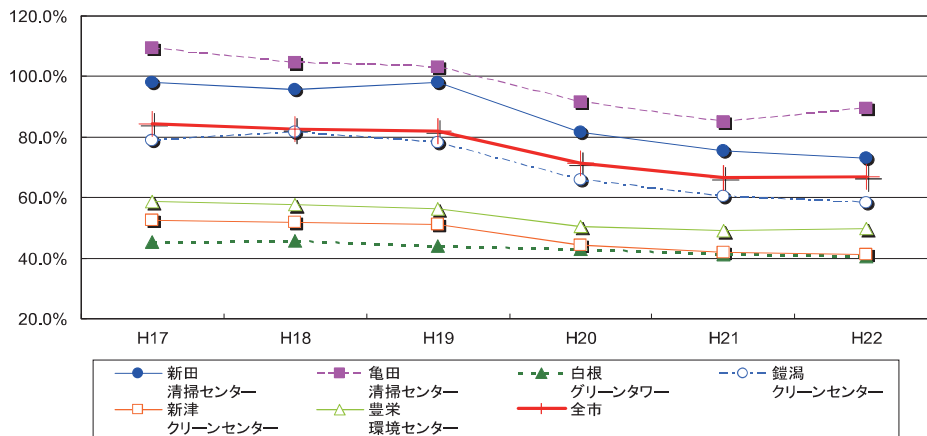
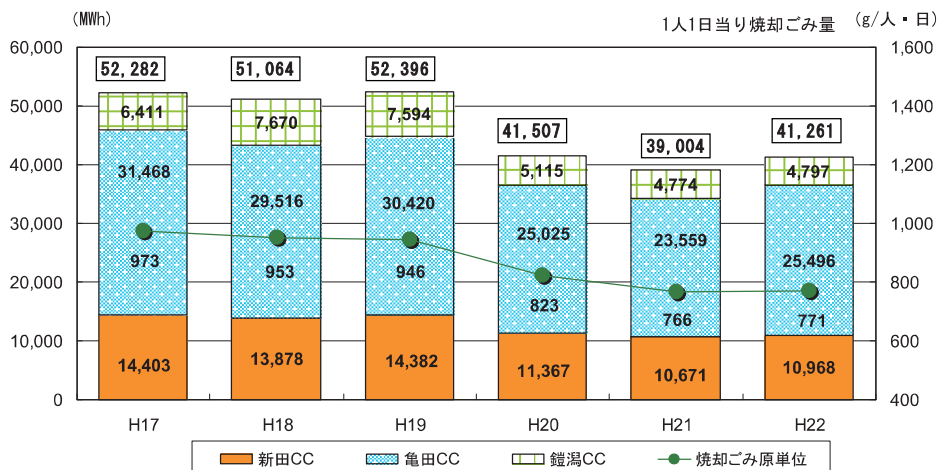


図15 施設能力と稼働率の関係

○稼働率(%) = 各年度の処理量 ÷ 基本処理量 (処理能力 × 280日 × 0.96)

(2) 焼却施設の発電量実績

市内の焼却施設のうち焼却余熱で発生させた蒸気で発電を行っている3施設（新田清掃センター、釜淵クリーンセンター、釜淵クリーンセンター）の発電量（図16）は、平成20年度以降減少傾向を示していますが、これは焼却ごみ量の減少やごみ質の変化による影響とみることができます。



発電量実績：「環境省一般廃棄物処理実態調査」

図16 ごみ発電量の推移

5 ● ごみ組成

(1) 家庭系ごみ

家庭系可燃ごみの組成は図17に示すとおりで、厨芥類（生ごみ）、紙類の割合が非常に高く、全体の約7割を占めています。約3割を占める紙類のうち「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」など、リサイクルが容易なものが約半分を占めています。

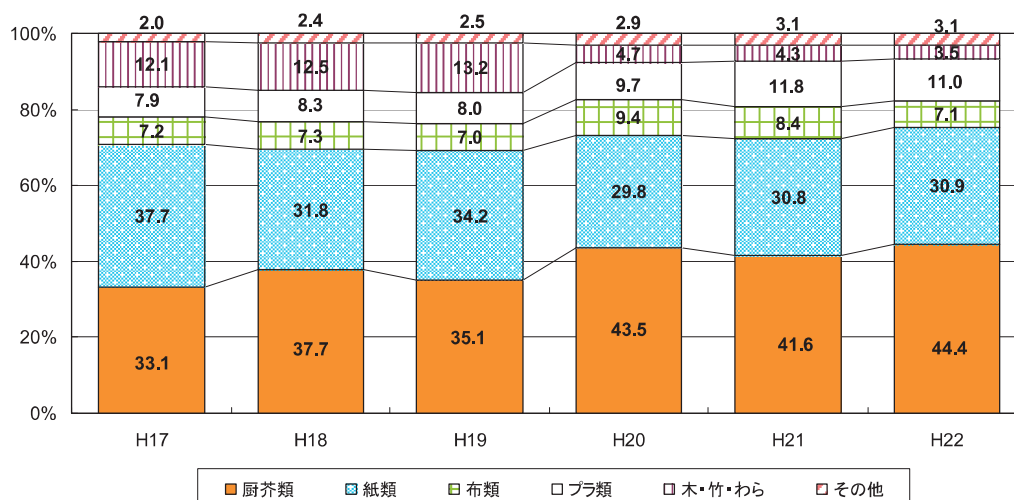


図17 家庭系可燃ごみ組成調査結果

(2) 事業系ごみ

事業系可燃ごみの組成は図18に示すとおり、家庭系ごみと同様に、厨芥類（生ごみ）、紙類の割合が非常に高く、全体の約8割を占めています。約4割を占める紙類のうち、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」、「OA用紙」など、リサイクルが容易なものが約6割を占めています。

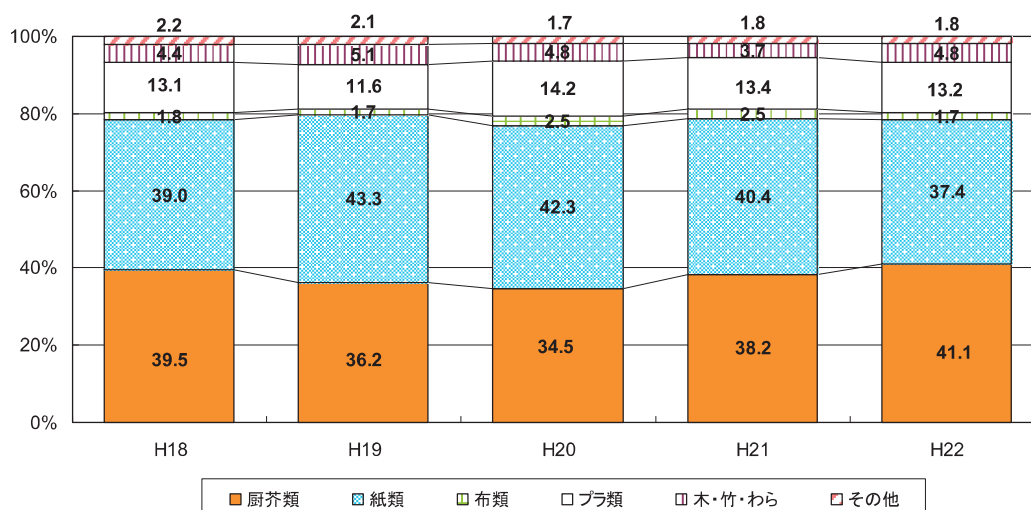


図18 事業系可燃ごみ組成調査結果

6 ● ごみ処理経費

平成22年度のごみ処理経費は約102億円です（し尿・浄化槽汚泥及び産業廃棄物の適正処理に関する経費を除く）。また、市民一人あたりのごみ処理経費（ごみ処理原価を住民基本台帳人口で除したもの）は約12,692円となっており、年々減少傾向を示しています。

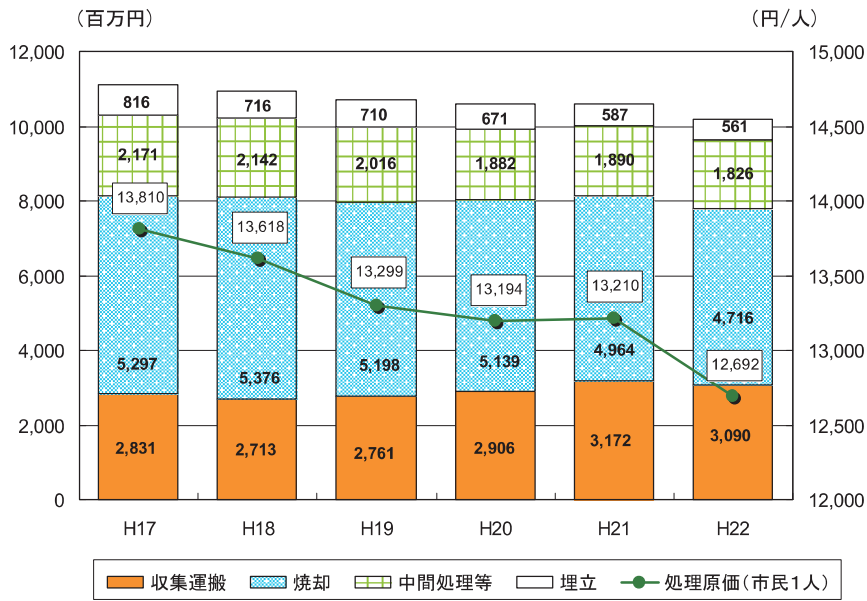


図19 ごみ処理経費の推移

○費用 …… 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」 廃棄物処理事業経費（ごみ）

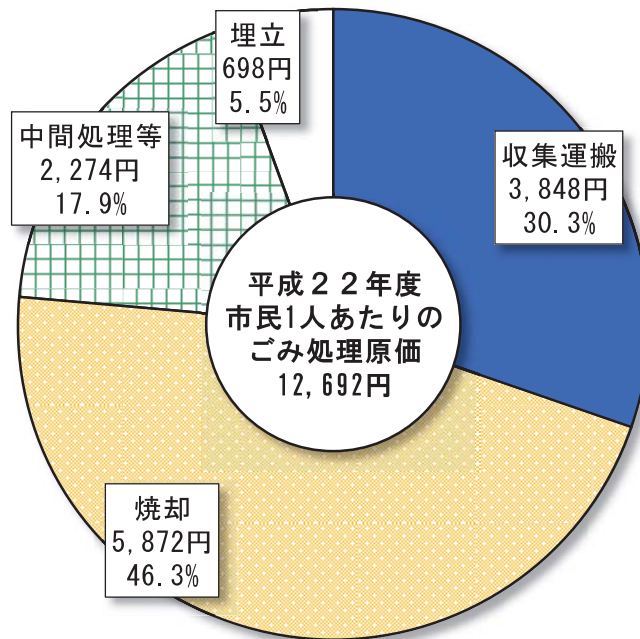


図20 市民1人あたりの処理原価（平成22年度）

7 ● 数値目標の達成状況

前「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、平成20年6月から「新ごみ減量制度」を開始した結果、市民の皆さまのご協力により、計画で掲げた数値目標（1人1日あたり家庭系ごみ量、リサイクル率、最終処分量）を前倒しで達成することができました（表11）。

また、参考指標である事業系ごみ量については、中間目標年度における数値目標を達成しているものの、家庭系ごみに比べて減少率が低い状況にあります。

引き続き、ごみの減量・資源化に取り組んでいくうえで、事業系ごみ量についても数値目標を掲げ、計画的かつ継続的にごみ減量施策に取り組んでいくことが望まれます。

表11 数値目標の達成状況

区 分		実 績			目 標 値	
		H19	H21	H22	H23 (中間)	H26 (最終)
数 値 目 標	1人1日あたり 家庭系ごみ量	670g	479g (497g)	473g (494g)	570g	570g
	(参考) 事業系ごみ量	98,482t	95,679t	98,458t	113,000t	
	リサイクル率	19.4%	27.5%	27.0%	23.0%	26.0%
	最終処分量	44,628t	30,362t	32,092t	39,000t	32,000t

※1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

表中の上段（括弧無し）：

$$= (\text{燃やすごみ} + \text{燃やさないごみ} + \text{粗大ごみ}) (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6$$

表中の下段（括弧あり）：

$$= (\text{燃やすごみ} + \text{燃やさないごみ} + \text{粗大ごみ} + \text{直接搬入ごみ(有料分)}) (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6$$

8 ● 他都市の比較

平成21年度の環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」の実績値をもとに、他政令市のごみ処理の状況と比較しました。比較の結果を以下に示します。

(1) ごみの排出量について

資源物を含む1人1日あたり家庭系ごみの総排出量は、新潟市を除く18政令市の平均よりも高い状況ですが、資源物を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ量では政令市の平均よりも低く、平成20年6月からの新ごみ減量制度による効果が現れているといえます。

(2) 資源化について

資源化の指標であるリサイクル率は、政令市の平均よりも高い数値となっており、10種13分別による資源化が進んでいるといえます。

(3) エネルギーの回収について

1人あたりのプラスチック類焼却時の二酸化炭素排出量については、政令市の平均よりも多く、また、ごみ処理施設から発生するエネルギー回収量は、政令市の平均よりも低い値となっています。今後、循環型社会を目指すうえで、温室効果ガスの削減とエネルギー回収の促進を両立させていくことが重要です。

(4) 処理経費について

処理経費については、政令市の平均と同水準にありますが、適正な処理・処分体制を確保しつつ、処理・処分に係る経費の削減に努めていくことが必要です。

表12 他政令市のごみ処理の状況との比較結果（平成21年度実績）

評価項目	算出方法	H21実績ベース		
		新潟市	政令市平均	
1人1日あたり 家庭系ごみ量	家庭系ごみ（資源物以外） ＝（家庭系ごみ収集量＋家庭系直接搬入量）÷総人口※ ※住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）	(g/人・日)	504	534
	家庭系ごみ（資源物含む） ＝（家庭系ごみ収集量＋家庭系直接搬入量）÷総人口※ ※住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）	(g/人・日)	648	592
事業系ごみ量	総人口あたりの事業系ごみ量	(g/人・日)	304	366
1人1日あたりごみ総 排出量	ごみ総排出量※÷総人口 ※ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量	(g/人・日)	1,077	1,058
リサイクル率	総資源化量÷ごみ総排出量	(%)	27.5	18.2
最終処分率	総最終処分量÷計画処理量	(%)	10.6	12.0
1人あたりのプラスチック類 焼却時の二酸化炭素排出量	{焼却ごみ量×(1－水分率※)×焼却ごみ組成比率※※×排出係数} ÷総人口 ※水分率・組成率ともに、施設処理量の加重平均値 ※※ビニール、合成樹脂、ゴム・皮革類 ※排出係数＝2.765t-CO ₂ /t	(kg-CO ₂ /人)	103	94
1人当りの処理原価	廃棄物処理事業経費（市町村＋組合分担金）÷人口	(円/人)	14,619	14,113
焼却量あたり エネルギー回収量	{総発電量（熱量換算）＋余熱利用量}÷焼却量 （京都市は余熱利用量がすべて不明なため除外した）	(MJ/t)	2,737	3,215
ごみの分別数	新潟市調べ	(区分)	13	10

※実績値は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」をもとに新潟市が独自に算出した結果である。

3 ● 現状を踏まえた課題の整理

(1) 家庭系ごみにおける課題

- 家庭系の可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化
- 家庭系の可燃ごみに含まれる再生可能な古紙類やプラスチック製容器包装の混入防止対策の強化
- 違反ごみの防止と分別マナーの向上を図るための、分別ルールを十分理解していない層に対するきめ細かな周知・啓発活動の充実
- ごみ問題に関心を持ち3Rの意識を早期から醸成するための、幅広い年齢層を対象とした環境教育の充実
- 市全体でごみの減量化とリサイクルを推進するための、市民・事業者・市の緊密な連携

(2) 事業系ごみにおける課題

- 事業系の可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化
- 事業系の可燃ごみに含まれる再生可能な古紙類や産業廃棄物の混入を防止するための、事業所における分別指導の徹底
- 事業系ごみ減量・リサイクルガイドライン及び事業系古紙類の搬入規制についての、事業所に対する周知活動の強化
- 排出事業者がごみ減量に対し積極的に取り組むための、減量化に係るインセンティブ（動機）の提供

(3) 収集・処理体制における課題

- 現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、ごみ量の減少に応じた効率化の促進
- 平成24年度から供用開始となる新田清掃センター焼却施設、第4赤塚埋立処分地の適正な運転及び稼働後のコスト等の検証
- 今後の少子高齢社会の進展に伴うごみ量の減少にあわせた、効率的な収集・処理体制の検討
- 大規模災害発生時においても迅速に対応するための、廃棄物分野における実効性のある体制の整備

市民・事業者・市の協働による3R運動のさらなる推進

ごみ量の減少に応じた効率的な収集・処理体制の整備

第3章

ごみ処理の目標と方針

1 ● ごみ処理の基本理念


1 ● ごみ処理の基本理念

新潟市では、平成19年6月に策定された前「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、平成20年6月にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」へと移行した結果、家庭系ごみ量が3割減るなど、計画に掲げる数値目標を早期に達成することができました。新ごみ減量制度への移行を契機に、市民・事業者・市それぞれが循環型社会の構築の重要性についての認識を共有し、それに向けた歩みが着実に進んでいるところです。

しかしながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は地球規模で増加の一途をたどり、世界各地で希少生物の絶滅が危惧されています。また、中国など新興国の目覚ましい経済発展により資源需要が増大している現状においては、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するという考え方が重要です。そしてこれからも、より一層ごみの発生抑制に努め焼却量を削減するとともに、資源化可能なものをできるだけ資源化し有効に活用していくことが求められています。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄など利便性や豊かさのみを追求するという価値観を転換し、省資源・省エネルギー、温室効果ガス排出量の抑制、多様な生態系の保全などの必要性について、社会全体として共有することにより、持続可能な社会の実現を目指していくことが重要です。

「大地と共に育つ、田園型拠点都市」を都市像に持つ新潟市においても、市の特色を生かしてさらなるごみ減量・資源化に努める責任があります。循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、新潟市が持続的に発展するため、市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくことを基本理念とします。



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 基本理念

市民・事業者・市の協働のもと
ともにつくる環境先進都市

2 ● 本市の目指す循環型社会

(1) 循環型社会とは

本市の目指す循環型社会は図21に示すとおり、3Rの考え方にに基づき、「①発生抑制（リデュース）」、「②再使用（リユース）」、「③再生利用（リサイクル）」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、埋立処分量を削減するとともに、どうしても燃やさざるをえないごみについては、焼却余熱の発電利用など、エネルギーとしての活用をすすめ、適正に処理・処分していく社会とします。

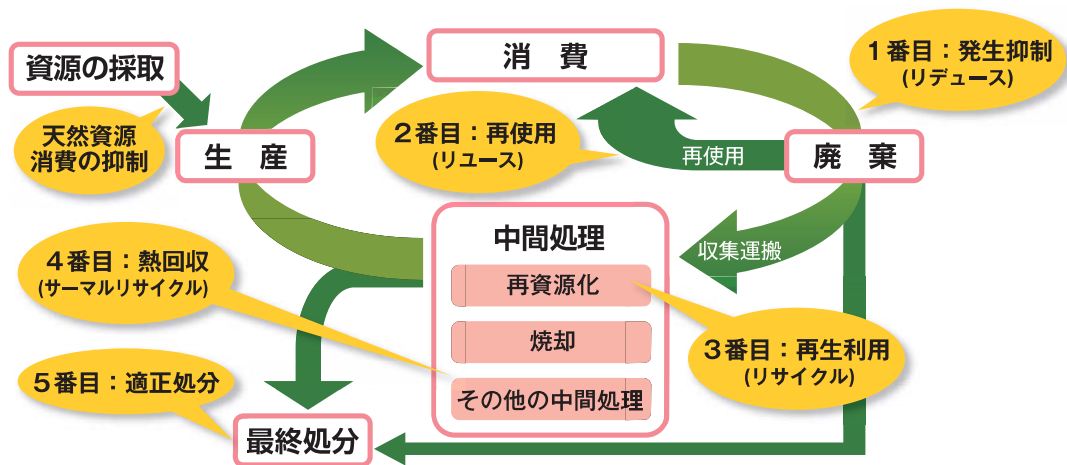


図21 本市の目指す循環型社会のイメージ図

(2) 循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係

本市が目指す循環型社会を実現するためには、低炭素社会と自然共生社会を統合的に構築していくことが必要になります。循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係は以下のとおりです。

■低炭素社会との関係

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（特に二酸化炭素）の排出が少ない社会を念頭に、3R施策や焼却余熱などのエネルギーの有効活用を図るなど、温室効果ガスの排出を少なくするように効率的な収集・処理体制を構築します。

■自然共生社会との関係

豊かな生物多様性を次世代に引き渡し、自然の恵みを持続的に得ることができる社会を念頭に、環境への負荷をできる限り少なくするように、地域の実情に応じた収集・処理体制を構築します。

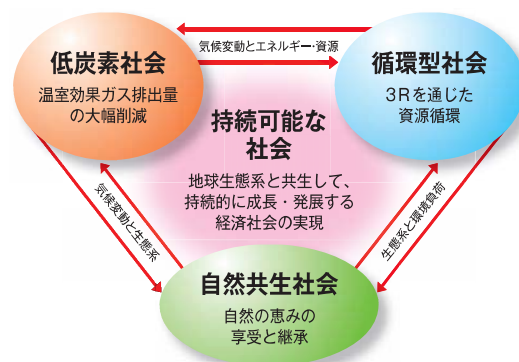


図22 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

2 ● 環境先進都市に向けた数値目標

1 ● 環境先進都市の数値目標

表13 ごみ量等の数値目標

区分	平成22年度 (最新実績)	平成28年度 (中間目標)	平成31年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量※1 (1人1日あたり※2)	494g	484g (△10g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量※3	84,393t	79,300t (△5,093t)	74,500t (△9,893t)
③ リサイクル率※4	27.0%	29.8% (+2.8%)	30.9% (+3.9%)
④ 最終処分量	32,092t	22,500t (△30%)	21,800t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野のCO ₂ 排出量※5	81,957t-CO ₂ /年	75,800t-CO ₂ /年 (△8%)	73,100t-CO ₂ /年 (△11%)

※1 家庭ごみ量：「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※2 1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

※3 従前まで一斉清掃等における側溝汚泥「公共ごみ」及び事業所から出る「資源ごみ」を含んで集計してきましたが、新しい計画においては、これらを除いて集計するよう統計手法を見直しました。

※4 リサイクル率 = 資源化量 / 総排出量

※5 焼却処理(プラスチック類+全量)由来分 + 廃棄物処理施設・公用車のエネルギー使用由来

【ごみ全体の排出量】

事業系で約1万ト、家庭系で約1万ト、計約2万ト(約97,680m³)をH31年度までに削減

●市役所本庁舎(1~7F)
(容積：約74,000m³)

1.3杯分に相当

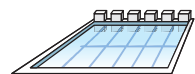


【最終処分量】

ごみの減量と新しい焼却施設(新田清掃センター)の稼働により1万ト(約9,180m³)をH31年度までに削減

●小学校用25mプール
(容積：約300m³)

30.6杯分に相当



【家庭系ごみ量(1人1日あたり)】

1人1日あたり20gをH31年度までに削減

●お菓子の空き箱
(重量：約20g)

1個分に相当



【廃棄物分野のCO₂排出量】

ごみの排出量を約2万ト削減することによりCO₂排出量約9千ト-CO₂(育成林CO₂吸収面積約13.8km²)をH31年度までに削減

●新潟島
(面積：約10km²)

1.4倍に相当



(1) 家庭系ごみ量（1人1日あたりごみ排出量）

■家庭系ごみ量＝「燃やすごみ」＋「燃やさないごみ」＋「粗大ごみ」

1人1日あたりのごみ量を、平成22年度実績の494gから、平成28年度までに10g、平成31年度までにさらに10g削減し、474g以下にすることを目標とします。

平成20年6月実施の新ごみ減量制度によるごみ減量効果を維持するとともに、ごみの発生抑制や資源化可能な資源物の分別強化を図っていくことで、数値目標の達成を目指します。

最終目標年度（平成31年度）までに、
家庭系ごみ量（1人1日あたりごみ排出量）を
平成22年度に比して20g以上の削減を目指します

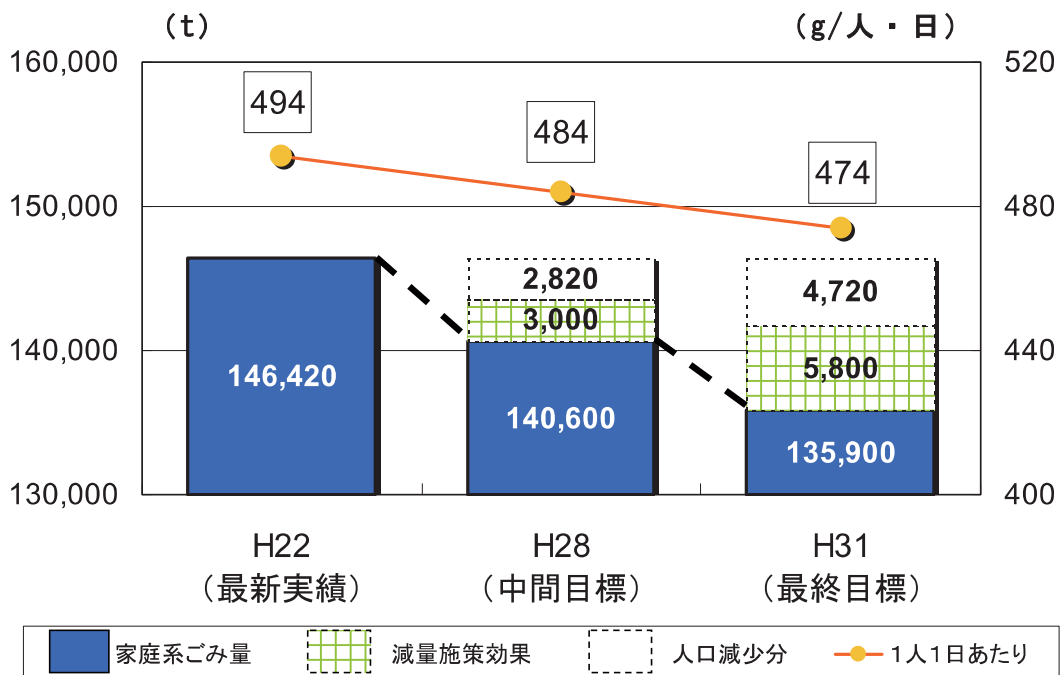


図23 家庭系ごみ量の目標

【減量効果の内訳】

- 制度の周知と分別の徹底 ……△4,800t
(プラスチック製容器包装及び雑紙の分別徹底)
- 生ごみ等減量の推進 ……△1,000t
(生ごみ減量、古布・古着の拠点回収、使用済小型家電製品の資源化)

(2) 事業系ごみ量

■ 事業系ごみ排出量 = 許可業者搬入量 + 事業系直接搬入量

事業系ごみ排出量については、平成22年度実績の84,393 t から、平成28年度までに約5,000 t、平成31年度までに約10,000 t 削減し、74,500 t 以下にすることを目標とします。

平成20年6月実施の新ごみ減量制度によるごみ減量効果を維持するとともに、古紙の搬入規制強化及び資源物等の分別の徹底などにより、数値目標の達成を目指します。

最終目標年度（平成31年度）までに、
事業系ごみ排出量を
平成22年度に比して約10,000t以上の削減を目指します

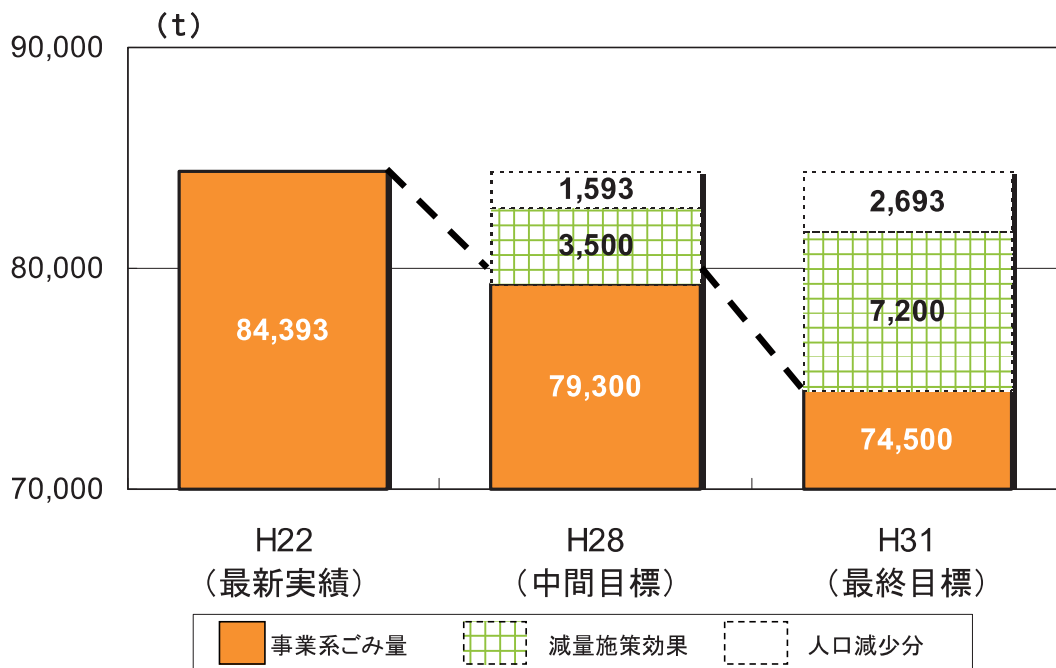


図24 事業系ごみ量の目標

【減量効果の内訳】

○事業系ごみの排出抑制と資源化の推進・・・△7,200t

排出抑制と排出ルール・資源化に係る制度の周知徹底
分別の徹底、処理施設での搬入規制、優良事業者の評価

(3) リサイクル率

$$\blacksquare \text{リサイクル率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収)}$$

リサイクル率については、平成22年度の27%から、平成28年度までに29.8%以上に、平成31年度までに30.9%以上に引き上げることを目標とします。

家庭系・事業系ともにごみ排出量を削減するとともに、資源物の分別の徹底や集団・拠点回収の取り組みを充実させることにより資源化を促進することで、リサイクル率の向上を図ります。

最終目標年度（平成31年度）までに、
リサイクル率を
30%以上に引き上げることを目指します

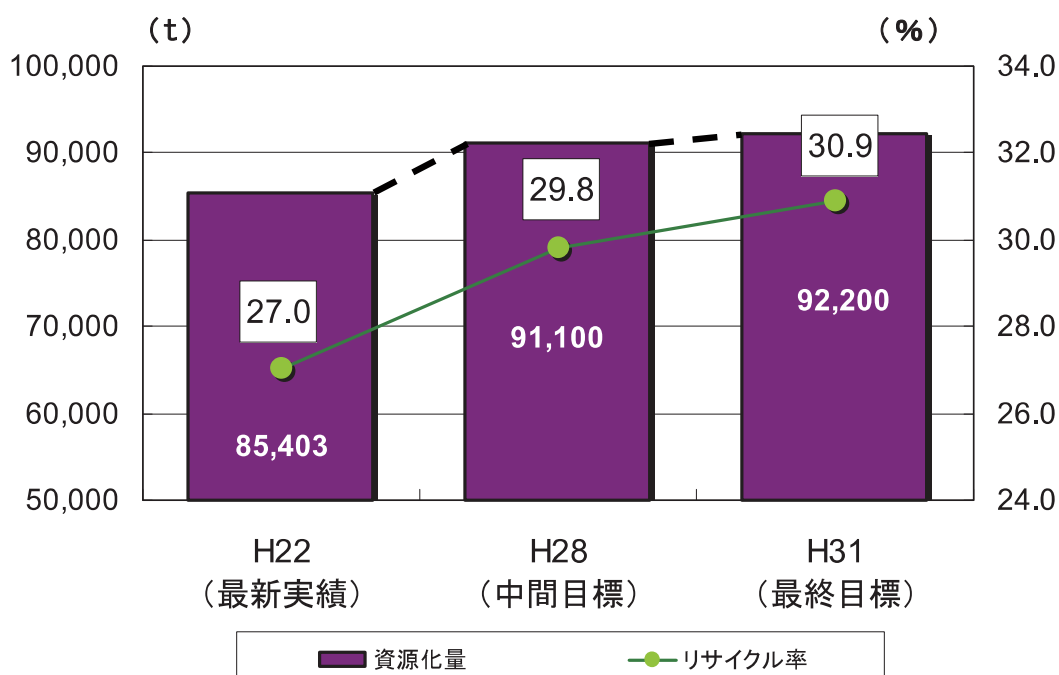


図25 リサイクル率の目標

(4) 最終処分量

最終処分量については、平成22年度実績の32,092 t から、平成28年度までに約9,600 t、平成31年度までに約10,300 t 削減し、21,800 t 以下にすることを目標とします。

最終処分量は、焼却ごみ量の削減と、溶融機能を備えた新しい新田清掃センター焼却施設の稼働により、資源化量の増加と最終処分量の削減を見込んでいます。

最終目標年度（平成31年度）までに、
最終処分量を
平成22年度に比して約10,000t以上の削減を目指します

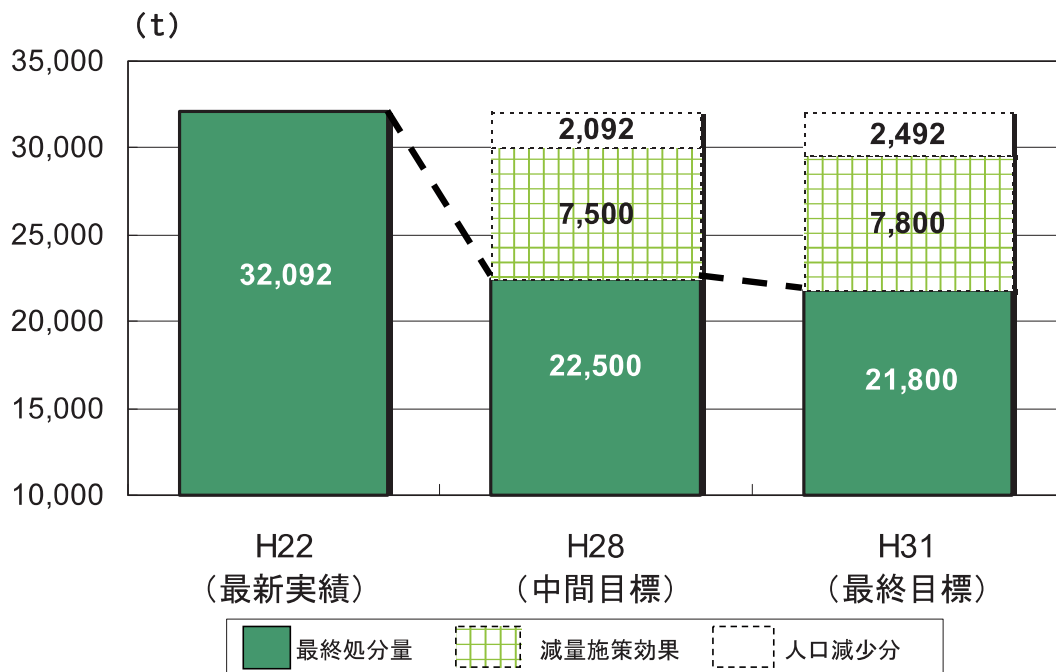


図26 最終処分量の目標

3 ● ごみ処理の基本方針

基本方針
1

家庭系ごみを減らす 3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本方針
2

事業系ごみの排出抑制と 資源化の推進

制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など、積極的な指導に取り組みます。

基本方針
3

違反ごみ対策と きれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本方針
4

収集・処理体制の整備

市民のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。

また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

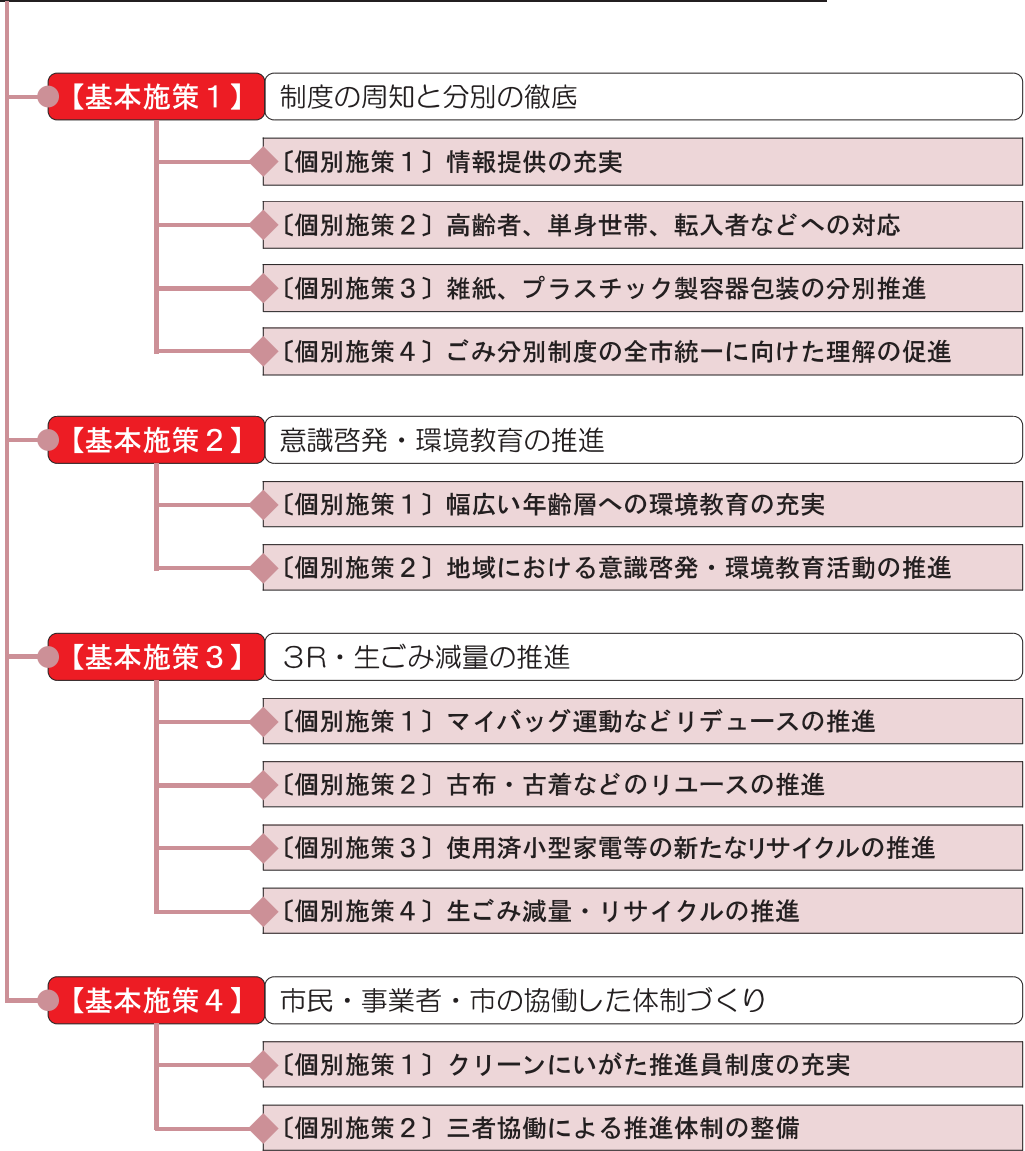
第4章

目標達成に向けた基本施策

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働



1 ● 制度の周知と分別の徹底

(1) 情報提供の充実

広報紙をはじめ、市報やホームページを活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供するほか、ごみ減量検定など市民が関心を持てるような工夫を継続して行います。その際は分かりやすさに配慮し、より効果的な内容となるよう努めます。

また、ごみ処理コストや計画の進捗状況などについて広く情報の共有化を図ります。

具体的な推進策

- 資源とごみの情報紙サイチョプレスの発行
- 市報によるお知らせ
- 市ホームページコンテンツの充実
- ごみ減量検定の実施
- 各種情報誌の発行 など

(2) 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応

現在のごみ分別制度が高齢者、単身世帯、転入者などにとって分かりにくいといった意見があるため、より分別に取り組みやすいよう周知方法を工夫します。

具体的な推進策

- 高齢者、単身世帯、転入者などにも分かりやすい分別パンフレットなどを通じた広報・啓発活動の充実

(3) 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進

家庭ごみのほとんどを占める「燃やすごみ」の中には、資源化可能なものとして雑紙やプラスチック製容器包装がまだ多く含まれており、ごみ減量にはこれらの分別徹底に力を入れることが有効です。雑紙とプラスチック製容器包装の分別方法を分かりやすく広報するなど、周知徹底に努めます。

(4) ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進

巻広域におけるごみ分別制度については早期に統一ができるよう、一層の住民理解の促進に努めます。プラスチック製容器包装の分別については、多くの住民が理解を示しているため、いち早く制度化します。

2 ● 意識啓発・環境教育の推進

(1) 幅広い年齢層への環境教育の充実

3R意識の啓発には幅広い年齢層に対する環境学習の機会を提供することが必要であることから、教育機関における環境教育の充実や自治会・町内会における勉強会等に対する支援を行います。

具体的な推進策

- 小・中学校への副読本の配布と施設見学の継続
- リサイクルプラザにおける体験講座等の充実
- 未就学児や小学校低学年に対する早期の環境教育の実施
- 施設見学と同等の効果が図れる施設見学映像の作成と活用

(2) 地域における意識啓発・環境教育活動の推進

地域の祭りや行事における環境関連の意識啓発や地域が主体となる環境活動を積極的に支援し、地域独自の取り組みがより頻繁に行われるよう働きかけます。

具体的な推進策

- 地域の祭りや行事における廃棄物の発生抑制に係る意識啓発
- 地域の祭りや行事におけるリユース食器の利用促進
- 地域活動補助金の活用による地域の環境関連活動の支援

3 ● 3R・生ごみ減量の推進

(1) マイバッグ運動などリデュースの推進

3Rのうちもっとも優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対し様々な方法により働きかけを行います。

具体的な推進策

- 小売店舗等に対しごみを出さない商品提供を積極的に行うよう働きかけ
- マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動の推進
- マイボトルやマイ箸の利用について市民への普及推進

(2) 古布・古着などのリユースの推進

古布・古着の拠点回収の利用率を向上させるほか、リサイクルプラザや廃棄物処理施設における家具などの修理・展示提供を行う「リサイクル提供事業」のさらなる周知を図ります。

(3) 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進

近年注目を浴びている使用済小型家電からのレアメタルを含む希少金属等の回収をはじめ、新しいリサイクル技術の進展や社会情勢の変化に応じた、リサイクルルートの構築を検討します。

具体的な推進策

- 効率的な使用済小型家電の回収方法の検討及び実施
- 使用済小型家電の回収に係る周知・啓発

(4) 生ごみ減量・リサイクルの推進

生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動など市民・事業者と一体となって取り組むほか、新潟市の「都市と田園が共存する」という特徴を踏まえ、農業行政サイドとも連携を図りながら施策を講じます。なお、生ごみの堆肥化を行う場合は土壌や水質の汚染につながらないように慎重な処理等に注意します。

具体的な推進策

- 市民・事業者と協働した生ごみ減量運動の推進
- 農林水産部門と連携した生ごみリサイクル施策の検討
- 市民農園等における生ごみ堆肥化講習等の実施
- 生ごみの分別収集に向けた調査・研究

4 ● 市民・事業者・市の協働した体制づくり

(1) クリーンにいがた推進員制度の充実

クリーンにいがた推進員制度により、地域と一体となった3R運動を展開します。

推進員を対象とした研修会やリサイクル施設の施設見学会を継続し、制度のさらなる充実を図ります。

(2) 三者協働による推進体制の整備

市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できる体制の整備に努めます。

また、NPOなどの市民団体やボランティア団体などとも連携しながら取り組みます。

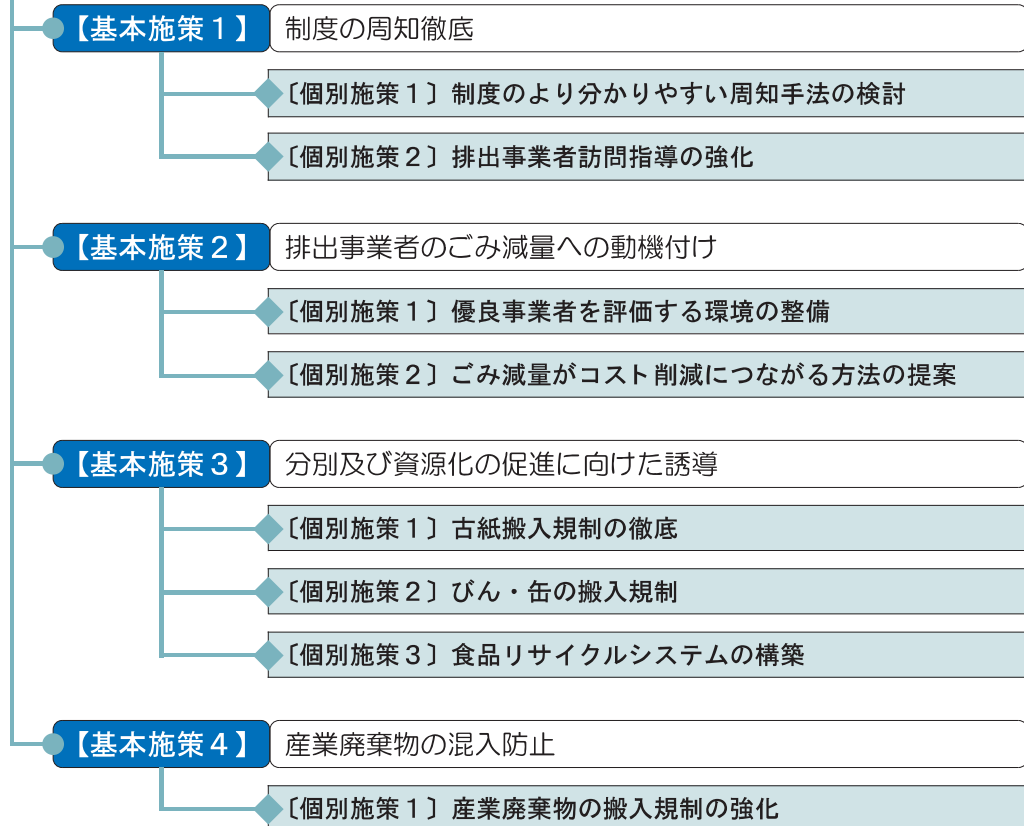
具体的な推進策

- ごみ減量化・資源化協力店制度の充実
- 小売店舗等が実施するイベント等との連携強化

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進



1 ● 制度の周知徹底

(1) 制度のより分かりやすい周知手法の検討

中小事業所が分別に取り組みやすくなるよう、「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」を見直すなど、より分かりやすい周知手法を検討します。

(2) 排出事業者訪問指導の強化

排出事業所に対する訪問指導等の取り組みをより充実させ、制度の周知徹底を図ります。

2 ● 排出事業者のごみ減量への動機付け

(1) 優良事業者を評価する環境の整備

ごみ減量に関する優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、社会で積極的に評価する環境を整備します。

(2) ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案

排出事業者が積極的にごみ減量に取り組むよう、コスト削減につながる方法を検討し提案していきます。

3 ● 分別及び資源化の促進に向けた誘導

(1) 古紙搬入規制の徹底

排出事業者への古紙搬入規制の周知を徹底し、廃棄物処理施設における搬入物の展開検査を強化します。

(2) びん・缶の搬入規制

資源化可能で保管しやすいびん・缶の廃棄物処理施設への搬入規制を検討し、資源化へ誘導します。

(3) 食品リサイクルシステムの構築

事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物の資源化を進めるため、食品リサイクルシステムの構築を図ります。

4 ● 産業廃棄物の混入防止

(1) 産業廃棄物の搬入規制の強化

市の施設に搬入される事業系ごみの中には、食品製造業等から排出される動植物性残渣（主として食品廃棄物）や廃プラスチックなどの産業廃棄物が混入している場合があるため、事業者において産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと分別して処理するよう指導・啓発するとともに、市の施設における産業廃棄物の混入防止対策を強化します。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

【基本施策1】 ごみ集積場における違反ごみ対策

【基本施策2】 ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

【基本施策3】 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進

1 ● ごみ集積場における違反ごみ対策

10種13分別について、一部の分かりにくい分別区分の呼称を見直すとともに、より分かりやすく工夫したパンフレットを配布することなどにより、分別方法や排出方法の広報・啓発を強化します。

また、地域と連携したごみ出しマナーの向上を図るとともに、ごみ集積場の設置などに対する支援などを通じ、ごみ出しルールが守られる環境整備を進めます。

さらに、特にごみ出しマナーが改善しない地域においては、重点的な指導・啓発活動を行います。

具体的な推進策

- より分かりやすい分別区分の呼称への見直し
- クリーンにいがた推進員と連携したごみ出しマナーの向上
- ごみ集積場の設置に対する補助や看板の設置等による支援
- 自治会・町内会、不動産業者、大学・専門学校と連携した啓発活動の強化

2 ● ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止に係る周知を図り、取締りを強化します。

具体的な推進策

- ごみ集積場における持ち去り禁止看板の設置
- 清掃事務所等によるごみ集積場の定期パトロールの実施
- 関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取締りの強化

3 ● 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進

地域一斉清掃や自主的な美化活動を促進し、地域住民の意識の向上を図ることにより、地域の生活環境の保全に努めます。

また、ぼい捨て等及び路上喫煙防止に関する条例のさらなる制度周知を図るとともに、引き続き環境美化指導員による定期巡視を行うことにより、ぼい捨て等行為の減少を目指します。

具体的な推進策

- ぼい捨て等行為への地域と連携した指導・啓発強化
- 地域一斉清掃やボランティア清掃の定期的な実施及び市民参加の促進
- 自治会等による自主的な美化活動の促進
- 不法投棄多発地域への重点的なパトロールや監視の強化

基本方針4 収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。

また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

基本方針4 収集・処理体制の整備

【基本施策1】 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

【基本施策2】 効率的な適正処理・処分の実施

【基本施策3】 廃棄物処理施設のあり方の検討

【基本施策4】 大規模災害に備えた事前の体制整備

1 ● 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、経費削減を図るため収集運搬業務のさらなる効率化を検討します。

2 ● 効率的な適正処理・処分の実施

平成24年度から供用開始となる、新田清掃センター焼却施設及び第4赤塚埋立処分地の適正な運用を行うとともに、同センター焼却施設においては施設稼働後のコスト等の検証を行います。

また、老朽化した施設については必要に応じ長寿命化の検討を行うとともに、設備の更新にあたっては地球温暖化対策の観点から、温室効果ガスの削減に取り組みます。

なお、資源化の推進については、引き続き民間処理業者の充実・育成を図ります。

3 ● 廃棄物処理施設のあり方の検討

市民のごみ減量化の努力により大幅にごみ量が減少し、廃棄物処理施設の稼働率が低下しています。また、今後少子高齢社会の進展により、ごみのさらなる減少が進むことが予想されます。

このような状況において、効率的な施設運営を行うため、廃棄物処理施設のあり方を検討し、既存施設の老朽度、稼働状況等を総合的に勘案しながら施設の統廃合（中継施設化を含む）を進めます。

なお、施設の統廃合にあたっては、これによる影響を慎重に見極めつつ、市民の利便性の確保を優先することとし、新たな処理体制の構築と併せ、収集運搬体制の見直しを図ります。

また、最新のリサイクル技術の動向を注視し、必要に応じ処理施設の整備を検討します。

4 ● 大規模災害に備えた事前の体制整備

巨大地震とそれに伴う大津波の発生や河川の氾濫による水害といった、複合的かつ大規模な災害に迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備を進めます。

また、避難所等におけるトイレ対策においては、高齢者や障がい者、乳幼児等にも配慮した対策を講じることにより、災害時要援護者全般に対するきめ細かな対応が可能となる体制を整備します。

さらに、事前の体制整備においては、他の防災関連計画との整合を図りつつ、市の組織全体で真に実効性が確保された体制となるよう努めます。

第5章

卷末資料

1 ● 計画フレーム

1 ● 実績と将来推計

項目		実績	予測値 ※1	目標達成時 ※2	予測値 ※1	目標達成時 ※2
		22年度	28年度	28年度	31年度	31年度
人口	(人)	811,901	796,040	796,040	785,520	785,520
排出量 ^{※2} a	(t)	316,853	309,601	306,150	305,514	297,997
家庭系	(t)	194,201	189,340	187,835	186,841	183,390
集団・拠点回収	(t)	32,301	31,672	33,174	31,255	34,410
事業系	(t)	90,351	88,589	85,141	87,418	80,197
資源化量 ^{※3} b	(t)	85,403	83,857	91,086	82,754	92,229
リサイクル率 b/a	(%)	27.0	27.1	29.8	27.1	30.9
1人1日あたり 家庭系ごみ量	(g)	494	494	484	494	474
		(473)				
ごみ焼却量	(t)	228,510	224,045	217,985	221,081	208,332
最終処分量	(t)	32,092	29,982	22,436	29,593	21,723

※1「予測値」

人口減少分を勘案した上で、これまでの傾向でごみ量が推移すると仮定した数値

※2「目標達成時」

施策実施により数値目標を達成した場合の推計値

※3「排出量」

集団資源回収や資源物収集分を含む

※4「家庭系」

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物」「家庭系直接搬入量」の合計

※5「事業系」

「許可」「直接搬入」「公共ごみ」「資源物」の合計

※6「資源化量」

：集団資源回収や市の処理施設等でのリサイクル量

※7「リサイクル率」

＝ 資源化量 / 総排出量

※8「1人1日あたり家庭系ごみ量について」

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

表中の上段（括弧無し）：

＝（燃やすごみ＋燃やさないごみ＋粗大ごみ＋直接搬入ごみ（有料分））（t/年）÷人口（人）÷365（日）×10⁶

表中の下段（括弧あり）：

＝（燃やすごみ＋燃やさないごみ＋粗大ごみ）（t/年）÷人口（人）÷365（日）×10⁶

2 ● ごみ量予測

1 ● 全市（人口減少分のみ見込んだ予測値）

単位：t/年

		実績		予測値								
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
収集	人口	811,901	809,430	806,960	804,490	802,020	799,550	796,040	792,530	789,030	785,520	
	ごみ	燃やすごみ	133,399	132,993	132,587	132,182	131,776	131,369	130,792	130,214	129,641	129,064
		燃やさないごみ	3,510	3,499	3,490	3,477	3,468	3,456	3,441	3,426	3,411	3,396
		粗大ごみ	3,267	3,259	3,246	3,238	3,227	3,218	3,202	3,189	3,175	3,160
		計	140,176	139,751	139,323	138,897	138,471	138,043	137,435	136,829	136,227	135,620
	資源	プラスチック製容器包装	9,667	9,638	9,608	9,579	9,549	9,520	9,478	9,437	9,393	9,353
		ペットボトル	1,295	1,293	1,287	1,284	1,278	1,275	1,270	1,266	1,258	1,253
		びん	6,816	6,796	6,774	6,754	6,733	6,711	6,684	6,653	6,625	6,595
		缶	2,268	2,262	2,255	2,248	2,241	2,233	2,223	2,213	2,204	2,193
		有害・危険物	492	491	489	489	488	486	482	480	478	476
古紙類		10,117	10,086	10,055	10,025	9,994	9,962	9,918	9,875	9,832	9,789	
枝葉・草		15,263	15,217	15,169	15,123	15,079	15,031	14,964	14,899	14,832	14,767	
小型家電												
計	45,918	45,783	45,637	45,502	45,362	45,218	45,019	44,823	44,622	44,426		
家庭系ごみ	計	186,094	185,534	184,960	184,399	183,833	183,261	182,454	181,652	180,849	180,046	
	集団回収	古紙類	30,133	30,041	29,948	29,858	29,767	29,674	29,543	29,414	29,285	29,154
		その他	84	84	84	83	83	83	83	82	82	82
		計	30,217	30,125	30,032	29,941	29,850	29,757	29,626	29,496	29,367	29,236
	拠点回収	古紙類	955	953	951	946	943	941	938	931	927	924
		ペットボトル	794	793	790	788	786	781	778	775	771	769
		乾電池	57	57	57	57	56	56	56	56	56	56
		古布	140	140	139	139	138	138	138	137	136	136
		プラスチック製容器包装	66	66	66	65	65	65	65	64	64	64
		廃食油	72	72	72	72	71	71	71	71	71	70
小型家電												
計	2,084	2,081	2,075	2,067	2,059	2,052	2,046	2,034	2,025	2,019		
拠点・集団計	32,301	32,206	32,107	32,008	31,909	31,809	31,672	31,530	31,392	31,255		
家庭系直接搬入量	可燃ごみ	2,765	2,756	2,748	2,740	2,731	2,723	2,712	2,698	2,687	2,674	
	無料	93	93	93	93	93	92	91	91	91	90	
	計	2,858	2,849	2,841	2,833	2,824	2,815	2,803	2,789	2,778	2,764	
	不燃ごみ	3,479	3,468	3,458	3,447	3,438	3,426	3,410	3,397	3,382	3,366	
	無料	306	306	304	304	302	302	300	300	297	296	
	計	3,785	3,774	3,762	3,751	3,740	3,728	3,710	3,697	3,679	3,662	
資源物	381	380	379	378	377	375	373	372	370	369		
計	7,024	7,003	6,982	6,962	6,941	6,918	6,886	6,858	6,827	6,795		
合計	225,419	224,743	224,049	223,369	222,683	221,988	221,012	220,040	219,068	218,096		
事業系ごみ	許可	71,514	71,296	71,079	70,861	70,643	70,427	70,117	69,808	69,500	69,190	
	直接搬入	4,013	4,000	3,989	3,977	3,964	3,952	3,935	3,918	3,900	3,883	
	公共ごみ	1,912	1,906	1,901	1,895	1,889	1,883	1,875	1,867	1,858	1,850	
	計	77,439	77,202	76,969	76,733	76,496	76,262	75,927	75,593	75,258	74,923	
	不燃ごみ	7,016	6,995	6,974	6,952	6,931	6,909	6,879	6,848	6,819	6,789	
	直接搬入	479	477	477	474	473	472	471	469	465	463	
	公共ごみ	131	131	130	130	130	129	129	128	128	128	
	計	7,626	7,603	7,581	7,556	7,534	7,510	7,479	7,445	7,412	7,380	
	直接埋立	956	953	950	947	944	942	938	933	929	925	
	直接搬入	415	414	412	411	410	409	407	405	403	402	
公共ごみ	3,044	3,035	3,026	3,016	3,007	2,997	2,984	2,971	2,958	2,945		
計	4,415	4,402	4,388	4,374	4,361	4,348	4,329	4,309	4,290	4,272		
資源物	871	868	866	863	860	858	854	850	847	843		
合計	90,351	90,075	89,804	89,526	89,251	88,978	88,589	88,197	87,807	87,418		
ごみ総排出量	315,770	314,818	313,853	312,895	311,934	310,966	309,601	308,237	306,875	305,514		
1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	779	779	779	779	779	779	779	779	779	779		
家庭系ごみ量(g/人・日)※1	494	494	494	494	494	494	494	494	494	494		
事業系ごみ量(g/人・日)※2	285	285	285	285	285	285	285	285	285	285		

※1 (収集燃やす、燃やさない、粗大) + 家庭系直接搬入量 (可燃ごみ (有料)、不燃ごみ (有料)) ÷ 人口 ÷ 365 × 1000 × 1000

※2 (可燃ごみ (許可、直接搬入) + 不燃ごみ (許可、直接搬入) + 直接埋立 (許可、直接搬入)) ÷ 人口 ÷ 365 × 1000 × 1000

注) 燃やすごみには普通ごみを含む

注) ※H22実績値には小瀬戸火災の災害ごみ(1,083t)を含まない。

注) 四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

2 ● 全市（施策実施による目標達成時の推計）

単位：t/年

		実績		予測値									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
収集	人口	811,901	809,430	806,960	804,490	802,020	799,550	796,040	792,530	789,030	785,520		
	ごみ	燃やすごみ	133,399	132,384	131,501	130,482	129,610	128,751	128,608	126,280	125,159	123,902	
		燃やさないごみ	3,510	3,499	2,771	2,763	2,755	2,744	2,734	2,720	2,708	2,697	
		粗大ごみ	3,267	3,259	3,246	3,238	3,227	3,218	3,202	3,189	3,175	3,160	
		計	140,176	139,142	137,518	136,483	135,592	134,713	134,544	132,189	131,042	129,759	
	資源	プラスチック製容器包装	9,667	9,781	9,814	9,927	10,027	10,064	9,850	10,245	10,259	10,353	
		ペットボトル	1,295	1,293	1,287	1,284	1,278	1,275	1,270	1,266	1,258	1,253	
		びん	6,816	6,796	6,774	6,754	6,733	6,711	6,684	6,653	6,625	6,595	
		缶	2,268	2,262	2,255	2,248	2,241	2,233	2,223	2,213	2,204	2,193	
		有害・危険物	492	491	489	489	488	486	482	480	478	476	
		古紙類	10,117	10,179	10,235	10,296	10,344	10,410	10,293	10,487	10,526	10,569	
		枝葉・草	15,263	15,217	15,169	15,123	15,079	15,031	14,964	14,899	14,832	14,767	
		小型家電	0	0	652	646	645	643	639	638	634	630	
		計	45,918	46,019	46,675	46,767	46,835	46,853	46,405	46,881	46,816	46,836	
		計	186,094	185,161	184,193	183,250	182,427	181,566	180,949	179,070	177,858	176,595	
	家庭系ごみ	集団回収	古紙類	30,133	30,403	30,607	30,874	31,074	31,337	30,917	31,706	31,855	32,063
			その他	84	84	84	83	83	83	83	82	82	82
			計	30,217	30,487	30,691	30,957	31,157	31,420	31,000	31,788	31,937	32,145
		拠点回収	古紙類	955	965	973	981	988	999	986	1,010	1,016	1,025
ペットボトル			794	793	790	788	786	781	778	775	771	769	
乾電池			57	57	57	57	56	56	56	56	56	56	
古布			140	140	164	173	181	191	216	236	257	276	
プラスチック製容器包装			66	66	66	65	65	65	65	64	64	64	
廃食油			72	72	72	72	71	71	71	71	71	70	
小型家電			0	0	0	1	1	2	2	2	3	5	
計	2,084	2,093	2,122	2,137	2,148	2,165	2,174	2,214	2,238	2,265			
拠点・集団計	32,301	32,580	32,813	33,094	33,305	33,585	33,174	34,002	34,175	34,410			
家庭系直接搬入量	可燃ごみ	有料	2,765	2,756	2,748	2,740	2,731	2,723	2,712	2,698	2,687	2,674	
		無料	93	93	93	93	93	92	91	91	91	90	
	計	2,858	2,849	2,841	2,833	2,824	2,815	2,803	2,789	2,778	2,764		
	不燃ごみ	有料	3,479	3,468	3,458	3,447	3,438	3,426	3,410	3,397	3,382	3,366	
		無料	306	306	304	304	302	302	300	300	297	296	
	計	3,785	3,774	3,762	3,751	3,740	3,728	3,710	3,697	3,679	3,662		
資源物	381	380	379	378	377	375	373	372	370	369			
計	7,024	7,003	6,982	6,962	6,941	6,918	6,886	6,858	6,827	6,795			
合計	225,419	224,744	223,988	223,306	222,673	222,069	221,009	219,930	218,860	217,800			
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	71,514	70,592	69,547	68,538	67,503	66,602	66,857	64,416	63,321	62,356	
		直接搬入	4,013	3,960	3,903	3,845	3,786	3,736	3,747	3,613	3,551	3,496	
		公共ごみ	1,912	1,906	1,901	1,895	1,889	1,883	1,875	1,867	1,858	1,850	
	計	77,439	76,458	75,351	74,278	73,178	72,221	72,479	69,896	68,730	67,702		
	不燃ごみ	許可	7,016	6,995	6,974	6,952	6,931	6,909	6,879	6,848	6,819	6,789	
		直接搬入	479	477	477	474	473	472	471	469	465	463	
		公共ごみ	131	131	130	130	130	129	129	128	128	128	
	計	7,626	7,603	7,581	7,556	7,534	7,510	7,479	7,445	7,412	7,380		
	直接埋立	許可	956	953	950	947	944	942	938	933	929	925	
		直接搬入	415	414	412	411	410	409	407	405	403	402	
		公共ごみ	3,044	3,035	3,026	3,016	3,007	2,997	2,984	2,971	2,958	2,945	
	計	4,415	4,402	4,388	4,374	4,361	4,348	4,329	4,309	4,290	4,272		
資源物	871	868	866	863	860	858	854	850	847	843			
合計	90,351	89,331	88,186	87,071	85,933	84,937	85,141	82,500	81,279	80,197			
ごみ総排出量	315,770	314,075	312,174	310,377	308,606	307,006	306,150	302,430	300,139	297,997			
1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	779	774	767	762	758	754	757	743	738	733			
家庭系ごみ量(g/人・日)※1	494	492	488	486	484	483	484	478	476	474			
事業系ごみ量(g/人・日)※2	285	282	279	276	273	271	273	265	262	260			

※1 (収集(燃やす、燃やさない、粗大) + 家庭系直接搬入量(可燃ごみ(有料)、不燃ごみ(有料)) ÷ 人口 ÷ 365 × 1000 × 1000

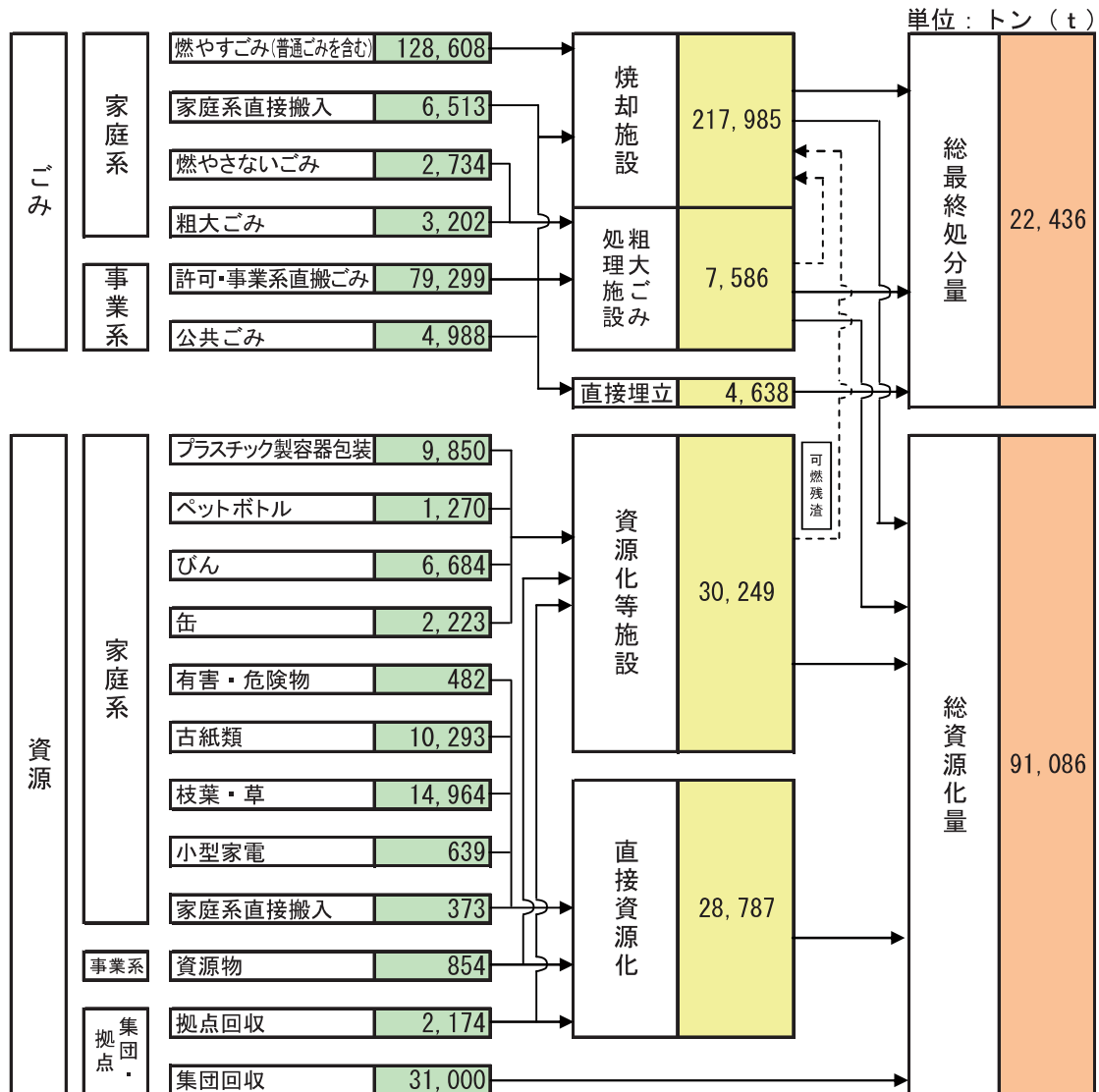
※2 (可燃ごみ(許可、直接搬入) + 不燃ごみ(許可、直接搬入) + 直接埋立(許可、直接搬入)) ÷ 人口 ÷ 365 × 1000 × 1000

注) 燃やすごみには普通ごみを含む

注) ※H22実績値には小須戸火災の災害ごみ(1,083t)を含まない。

注) 四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

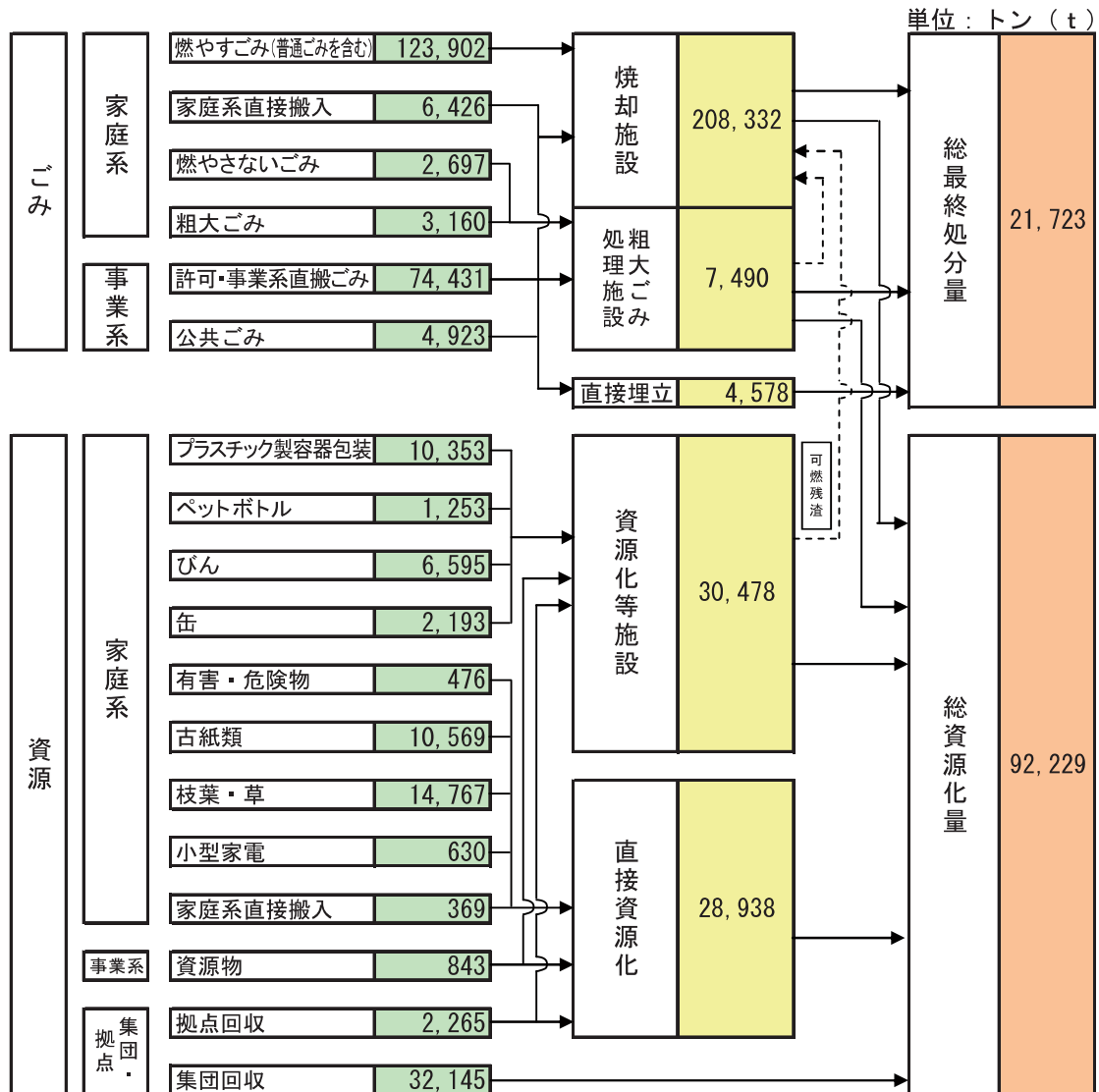
3 ● 目標達成時のごみ処理フロー（平成28年度）



家庭系ごみ 計	187,835
事業系ごみ 計	85,141
集団・拠点回収 計	33,174
ごみ総排出量	306,150
※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収	
1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	1,054
※ごみ総排出量÷人口÷365×10 ⁶	

計画ごみ処理量	275,150
※家庭系ごみ+事業系ごみ+拠点回収量	
総人口(人)	796,040
リサイクル率	29.8%
※総資源化量÷ごみ総排出量×100	
最終処分率	8.2%
※総最終処分量÷計画処理量×100	

4 ● 目標達成時のごみ処理フロー（平成31年度）



家庭系ごみ 計	183,390
事業系ごみ 計	80,197
集団・拠点回収 計	34,410
ごみ総排出量	297,997
※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収	
1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	1,039
※ごみ総排出量÷人口÷365×10 ⁶	

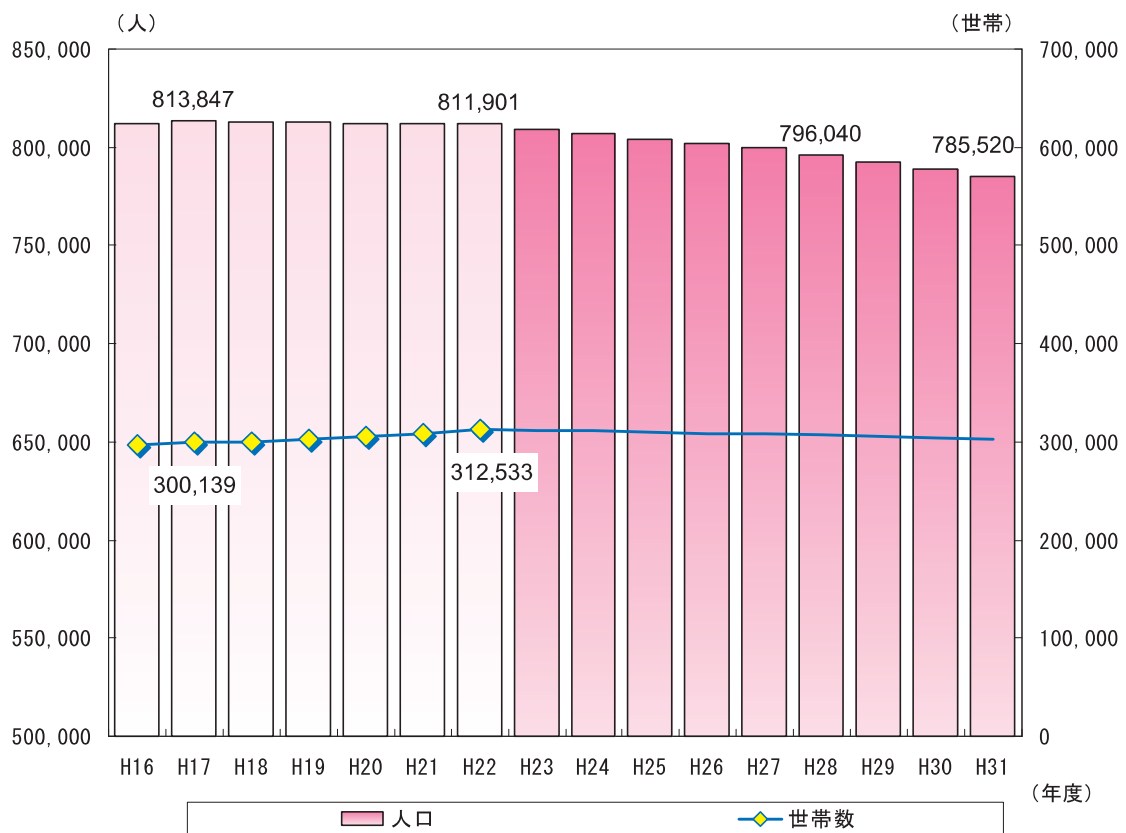
計画ごみ処理量	265,852
※家庭系ごみ+事業系ごみ+拠点回収量	
総人口(人)	785,520
リサイクル率	30.9%
※総資源化量÷ごみ総排出量×100	
最終処分率	8.2%
※総最終処分量÷計画処理量×100	

3 ● 人口・世帯数の動向

新潟市の人口は平成22年度で811,901人となっており、平成17年度の813,847人をピークに、5年間で約2千人減少している状況にあります。

今後の人口については、年々人口の減少割合が強くなることを見込まれ、平成27年度頃には平成22年度よりも、約1万2千人減少することが予想されています。

なお、将来推計人口は、将来の社会経済状況の見通しや、今後の各種政策効果を反映した内容ではありません。

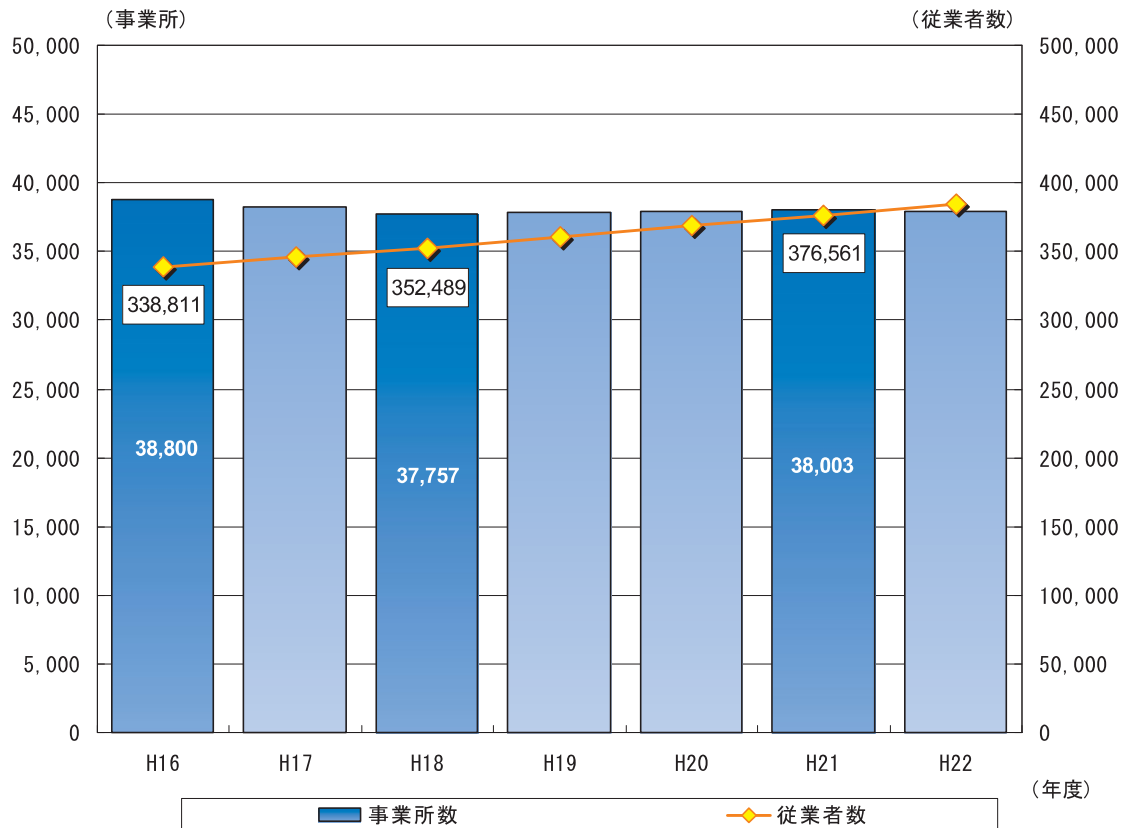


出典) 国勢調査結果及び新潟市の将来推計人口について (平成22年度国勢調査結果基準)
 ※平成23年度以降の世帯数 (横線) は、各年度の推計人口に平成22年度の世帯人員を乗じた数値を図示したもの

図 人口と世帯数の動向

4 ● 事業所数・従業者数の動向

新潟市の平成21年度の事業所数は38,003事業所で、従業者数は338,811人となっており、近年の経済状況、大規模化・集約化の影響により、事業所数は減少傾向を示しているものの、政令指定都市への移行に伴い従業者数は増加傾向を示しています。



出典) 総務省統計局 H16、H18:「事業所企業統計調査結果」、H21:「平成21年経済センサス」
 注) 調査年は、平成16年、18年、21年であり、その他の年は年度間平均による参考値を示している。

図 事業所数・従業者数の動向

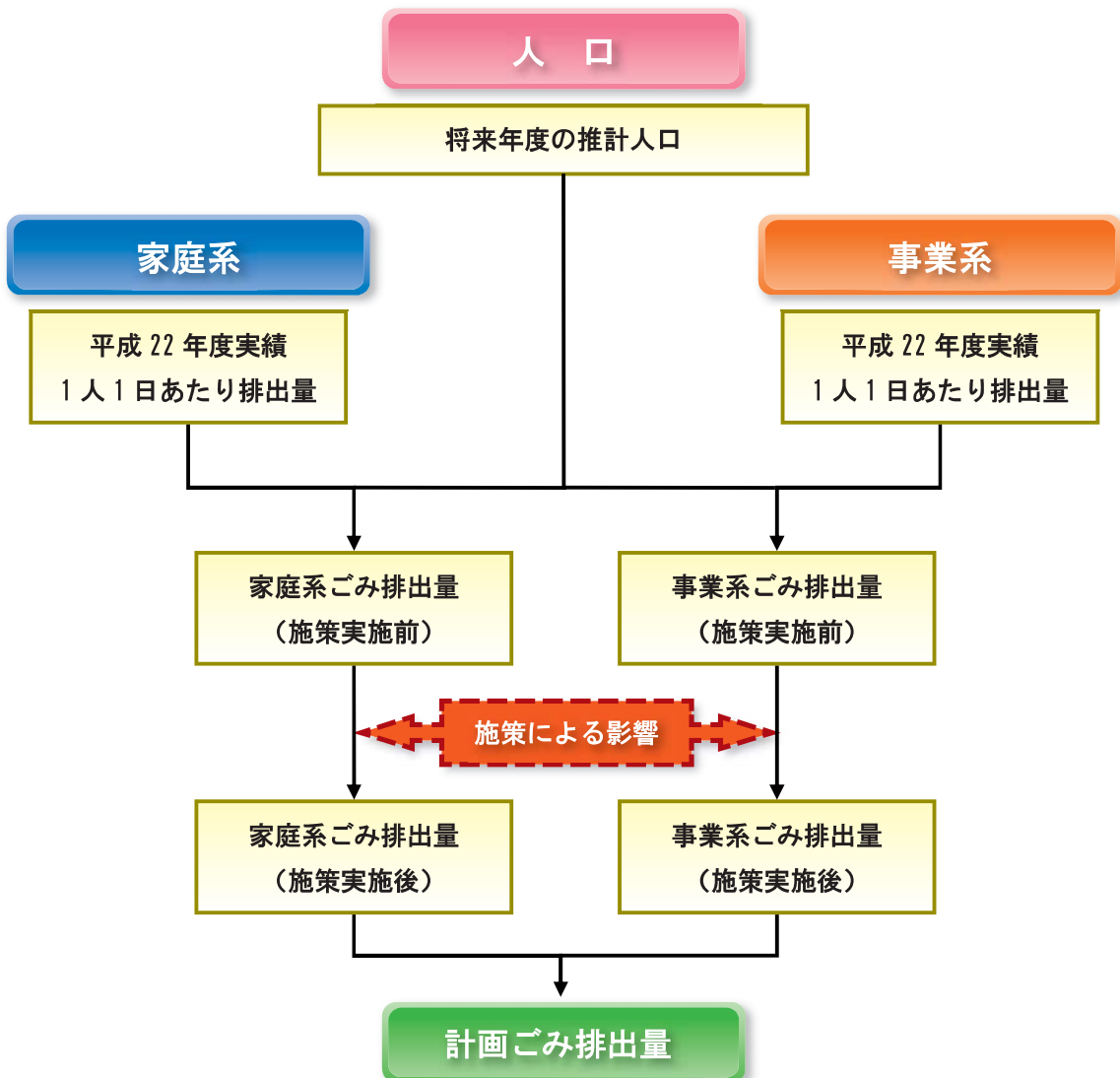
5 ● ごみ量推計の考え方

平成22年度実績から、家庭系ごみ・事業系ごみともに1人1日あたりの排出量を算出し、それらを推計人口の推移にあわせて増減して推計しました。

計画ごみ量については、上記推計に分別変更のリサイクル施策や発生抑制など考慮して算出しました。

なお、将来の推計人口は「新潟市の将来推計人口について（平成22年度国勢調査結果基準）」で想定している計画値としています。

【推計方法】



6 ● 策定の経過

年 月 日	内 容
平成23年 5月 23日	○第1回新潟市清掃審議会 ・諮問「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」 ・改定手順、現計画の点検結果、重点課題について
6月 8日	○第2回新潟市清掃審議会 ・基本理念など計画の基本的事項の修正について ・家庭ごみの分別収集制度について ・家庭系ごみのさらなる減量施策について
7月 20日	○第3回新潟市清掃審議会 ・事業系ごみに関する制度及び処理状況について ・事業系ごみの減量施策について
8月 24日	○第4回新潟市清掃審議会 ・大規模災害に備えた事前の体制整備 ・収集・処理体制の整備
9月 27日	○第5回新潟市清掃審議会 ・答申書(案)について ・答申「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」
11月 7日	○第6回新潟市清掃審議会 ・新任委員及び事務局の紹介 ・会長及び副会長の選出 ・基本方針・基本施策について ・数値目標について
12月 16日	○パブリックコメント
平成24年 1月 16日	// 意見提出4人 14件
1月 31日	○第7回新潟市清掃審議会 ・計画素案に対する意見と対応

【清掃審議会】

本市では、廃棄物処理事業に関する重要な事項について、広く市民各層からの意見を徴し、行政政策に反映するため「新潟市清掃審議会」を設置しています。

委員は学識経験者4名、市民代表11名の計15名で構成されています。

【諮問文】



新 廃 政 第 9 0 号
平成 2 3 年 5 月 2 3 日

新 潟 市 清 掃 審 議 会
会 長 菅 原 陽 心 様

新 潟 市 長 篠 田



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

- (1) 家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方
- (2) 事業系ごみの減量施策のあり方

2 諮問理由

本市では貴審議会の意見を踏まえ、平成19年6月に策定した現・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量・リサイクル対策を行ってまいりました。とりわけ平成20年6月からの新ごみ減量制度への移行により、ごみ排出量が大幅に減るとともに、リサイクル率が向上し、計画における数値目標（家庭系ごみ量・リサイクル率・最終処分量）はいずれも早期に達成することができました。

しかしながら、現在の社会は今なお天然資源を大量に消費し、大量のごみを排出し続けており、循環型社会の実現に向けたさらなる取組が求められています。

このような中、今年度は現計画の策定から5年目にあたり、計画を見直すこととされていますので、計画の取組に対する評価を行い、今後の方向性について様々な観点から検討することいたしました。

つきましては、計画の改定にあたって特に上記諮問事項について、幅広い御見識と市民の視点から、御審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成23年9月末

【答申書】



写し

新 清 審 第 5 号
平成23年9月27日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市清掃審議
会長 菅原 陽



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申）

平成23年5月23日付け、新廃政第90号により諮問のありました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

(写し)

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

答申書

平成23年9月27日

新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成23年5月23日に「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」新潟市長から諮問を受けた。

審議会では、合計5回の会議を開催し、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」、「事業系ごみの減量施策のあり方」という切り口から、今後の新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の方向性について審議した。

審議においては、議論に必要な詳細情報を要求し、市民の立場で自由闊達な意見を述べ合うなど、既成概念に捉われない議論を経て、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」審議会としての結論を得た。

新潟市においては、審議会の答申を踏まえ、環境先進都市に向けてさらなるごみ減量・資源化に取り組まれることを期待する。

平成23年9月27日

新潟市清掃審議会
会長 菅原陽心

1. 新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本方向

(1) 基本的な考え方－循環型社会と低炭素社会・自然共生社会の統合的な構築－

新潟市では、平成19年6月に策定された現「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「ごみ処理基本計画」という。）に基づき、平成20年6月に新ごみ減量制度へと移行した結果、家庭系ごみ量が3割減るなど、現計画に掲げる数値目標を早期に達成した。新ごみ減量制度移行を契機に、市民・事業者・行政それぞれが循環型社会の構築の重要性を一層認識し、それに向けた歩みを加速させていることを率直に評価したい。

しかしながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は地球規模で増加の一途をたどり、世界各地で希少生物の絶滅が危惧され、中国などの新興国の目覚ましい経済発展により資源需要が増大している現状においては、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するという考え方が重要であり、より一層ごみの焼却量を削減し、資源化可能なものを資源化することが求められている。

新潟市においてもさらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するために、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいかなければならない。

(2) 基本理念・数値目標の指標について

現計画で掲げられている基本理念「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」に関しては、新潟市総合計画との整合性も踏まえながら、普遍性のあるキャッチフレーズとしてまとめられており、新計画においても踏襲することが望ましい。ただし、この理念を具体的に表現する前文については、時代の変化を反映し、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会の統合的構築に関することや、人間社会が便利さや豊かさのみを追求するという価値観を根本的に転換することの必要性などについて明記することも検討すべきである。

数値目標に関しては、現計画には「家庭系ごみ量（1人1日あたり）」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標が採用されているが、この場合、事業系ごみに対する直接的な数値目標がないほか、低炭素社会への貢献も踏まえた観点が反映できていない。事業系ごみの減量や、低炭素社会への貢献にしっかり取り組んでもらうためにも、何らかのかたちでこれらに関する指標を追加することを検討すべきであろう。なお、指標化にあたっては、市民や事業者理解しやすいものとなるよう設定すべきである。

また、近年家庭系ごみの処理施設への直接搬入が増加傾向にあり、これまでの収集ごみ量のみを「家庭系ごみ量」とみなす方法では、実態を反映しにくくなっている。そこで、施策の効果をより適切にモニタリングできるよう、家庭系ごみの直接搬入量を「家庭系ごみ量」としてカウントするなど、統計の取り方を見直すべきである。

2. 家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方

(1) 家庭系ごみ収集制度について

平成20年6月からの新ごみ減量制度における10種13分別での家庭系ごみ収集制度については、家庭系ごみ量が3割減少するなど大きな成果を上げたことから高く評価できるものであり、制度移行から3年経過した段階での早急な変更が強く求められているとは言い難いが、現段階における制度の点検を行い、意見としてまとめた。

なお、巻広域地区におけるプラスチック製容器包装のモデル収集の取り組みについては、地域住民の努力により再資源化が進んでいる。今後、この取り組み成果等を踏まえ、早期に分別統一が達成できるよう、より一層の住民理解の促進に努めるべきである。

① 分別区分について

より一層のごみ減量・資源化を進めるためには、燃やすごみの多くを占める生ごみの分別収集を実施することも選択肢として考えられるが、実施にかかるコスト・環境効果・住民負担を考慮すると、新潟市における実施は時期尚早と考える。

一方で、市民にとってより分かりやすい分別区分とするため、分別区分を減らすべきという視点もあるが、循環型社会の構築に向けた歩みを進める意味でも、現在の分別区分を維持することが望ましい。ただし、「有害・危険物」に割れたガラスや刃物が該当しないなど、分別の呼称が市民にとって間違えやすい点などは改善の必要があると考える。

② 収集回数について

現在の収集カレンダーに関しては、品目によっては収集が月1回のものや月2回のものがあり、「収集回数が少ない」、「高齢者にとって分かりにくい」といった意見がある。

しかしながら、排出量の少ない品目の収集回数を増やすことは、収集車運行にかかるCO₂排出量や収集にかかるコストを大幅に増加させる。また、排出そのものを抑制するという観点も考慮すると、収集回数を増やすのではなく、現在の収集回数を維持することが望ましい。

(2) 家庭系ごみの減量施策について

家庭系ごみについては、市民と行政の協働のもと指定ごみ袋の有料化と10種13分別のごみ収集制度を中心に大きな減量効果を上げたが、さらなる減量のためには収集制度以外の減量施策の充実も不可欠である。

家庭系ごみの減量施策のあり方としては、以下の5項目をごみ処理基本計画に反映し、推進していくことを求める。

① リデュースの取り組み強化を踏まえた3Rの推進

ごみの分別区分の現状を維持する中でさらなるごみ減量を図るためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、とりわけリデュースの取り組みが重要である。レジ袋の削減やマイバックキャンペーン、食べ残しもったいない運動、生ごみの水切りなど、これまで以上に推進すべきである。

また、3Rの一つとしてリサイクルも可能な限り進めるべきであり、近年注目を浴びている使用済み小型家電製品からのレアメタルの回収をはじめ、今後、新しいリサイクル技術の進展や社会情勢の変化が生じた際には、拠点回収等による新たなリサイクルルートの構築を検討すべきと考える。

② 取り組み易さを考慮した分別制度のさらなる周知

現在のごみ分別制度においては、収集が月1回や月2回の品目があり、特に高齢者や単身世帯、転入者等にとって分かりにくく、市民が取り組みにくいという意見もある。現在の分別制度がより取り組みやすくなるように、前述した間違いやすい分別区分の呼称変更等を含め、周知の方法を様々な工夫により改善していくべきである。

また、その際は分別ルールを十分理解していない層も取り組めるよう工夫し、粘り強くルールの周知徹底に努めていくことを求める。

③ 農業分野とも連携した生ごみ減量施策の調査・研究

生ごみは家庭系可燃ごみの約4割を占め、また唯一家庭でリサイクルができるごみであり、市民・行政が一体となって減量化に取り組むことが重要である。

また、生ごみ減量化にあたっては、新潟市の「都市と田園が共存する」という特徴も踏まえ、農業行政サイドとも連携を図りながら施策を講じていくことを期待する。

なお、生ごみには塩分、保存料など様々なものが含まれているため、堆肥化を行う場合は土壌や水質の汚染につながらないように慎重な処理等に注意すべきである。

④ 地域の催し等と連携した幅広い年齢層への環境教育

現状の環境教育は小中学生を対象としたものが中心であるが、幅広い年齢層への環境教育の実施が必要であり、ごみ処理に関する理解を深めるためには処理施設を実際に見学することが有効な手段と考える。この他、地域の祭りや行事でのリユース食器の利用を通じた啓発活動や、施設見学と同等の効果が期待できる資源化処理工程の映像化などをより具体的に検討すべきである。

また、現計画で創設された市民還元事業のひとつである地域活動補助金について、引き続きこの制度を活用した地域独自の環境活動や環境を意識した行事などがより頻繁に行われるよう、地域活動を後押ししていくことも重要である。

⑤ 市民が自ら考え行動するための意識啓発の展開

家庭系ごみをさらに減量・資源化するためには、市民が環境問題に関心を持てるような意識啓発が重要である。東日本大震災による電力不足などにより、私たち市民が自らのライフスタイルを見直す必要性に迫られている今だからこそ、ごみ減量・資源化についても、市民が自ら考え自発的に行動できるよう働きかけていく必要がある。

3. 事業系ごみの減量施策のあり方

平成20年6月の新ごみ減量制度への移行では、処理手数料の見直しによりごみ処理原価相当を徴収することとしたほか、市による事業系ごみの収集を廃止するなど、自己処理責任の強化が図られた。この制度のもとで、各排出事業者が日々ごみ減量に取り組んでいることを評価したい。

しかしながら、事業系ごみは家庭系ごみに比べて減量率が低く、資源化可能なものが依然含まれていることから、より一層の減量対策が必要である。

事業系ごみの減量施策のあり方としては、以下の4項目をごみ処理基本計画に反映し、推進していくことを求める。

① 制度の効果的な周知手法の検討

排出事業者へのアンケートでは4割以上の事業所がガイドラインを「閲覧したことがない」と回答し、約4割の事業所が市の焼却施設における古紙の搬入規制について「知らない」と回答している。

制度周知が徹底されていないことは大きな課題であり、情報提供や指導を優先的に強化していくべきである。また、中小事業所が分別に取り組みやすくなるよう、ガイドラインをより平易に改訂するなどの配慮を求める。

② 排出事業者のごみ減量への動機付け

企業の社会的責任に注目が集まるなか、排出事業者に対しごみ減量の動機付けとなるような社会的評価は大変重要である。優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、積極的に評価していく環境を整備すべきである。

また、ごみ減量・資源化を推進することでコスト面でもメリットが生まれる方法を排出事業者に提案していくことも重要である。

③ 分別及び資源化の促進に向けた誘導

市の施設に搬入される事業系ごみの中にはまだ資源化可能なものが多く含まれている。特に古紙類・びん・缶は資源としての価値もあり保管しやすいため、徹底した分別と資源化が求められる。これら資源の市の施設への搬入を規制し、資源化へ誘導することが必要である。

また、事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物についても、資源化が進むよう、食品リサイクルシステムの構築を期待する。

④ 産業廃棄物の混入防止

市の施設に搬入される事業系ごみの中には、食品製造業等から排出される動植物性残渣(主として食品廃棄物)や廃プラスチックなどの産業廃棄物が混入している場合がある。

今後、排出事業者のごみ減量化に対する意識の向上を図るため、事業者において産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと区分して処理するよう指導・啓発するとともに、市の施設における産業廃棄物の混入防止対策を強化する必要があると考える。

4. その他の諸課題

諮問事項ではないが、現在における重要な課題である以下の事項についても意見を付す。

(1) 大規模災害に備えた事前の体制整備

東日本大震災のような複合的かつ大規模な災害が生じた際、迅速かつ十分な対応ができるよう、今後、他の災害関連計画の見直しの動向を見据えつつ、被災地の経験を教訓にした実効性のある災害廃棄物対策及びトイレ対策に係る体制整備を進めるべきである。

また、災害時のトイレ対策においては、高齢者や障がい者のみならず、乳幼児等にも配慮した対策を講じることにより、災害時要援護者全般に対するきめ細かな対応が可能となるよう体制整備を進めることが重要である。

さらに、今後災害廃棄物対策やトイレ対策を見直す際には、市の組織全体で真に実効性が確保された体制が整備されることを期待する。

(2) 収集・処理体制の整備

現計画に基づき、これまで収集運搬に係る委託料算定方法の統一やDBO(公設民営)方式の導入による経済的な焼却施設の整備等を行ってきた。今後、さらに効率的な処理体制を構築していくためには、市内に点在している焼却施設の稼働状況等を見極めたうえで、施設の統廃合を進めていく必要があると考える。なお、統廃合を実施するにあたっては、市民の利便性を確保していくことを優先しつつ進めていくことが重要である。

また、収集運搬体制については、新たな処理体制の整備と併せ、低炭素社会の形成にも資するよう、焼却を休止した施設を中継施設化し、施設間の運搬の効率化を図ることなどにより、できるだけCO₂の排出が抑制されるよう期待する。

おわりに

審議会は、市長からの諮問に基づき、直接の諮問事項である「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」、「事業系ごみの減量施策のあり方」にとどまらず、ごみ処理基本計画の基本理念・数値目標や家庭系ごみ収集制度など、包括的に審議し、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」以上のとおり答申をまとめた。

新潟市には、この答申の内容を十分に踏まえ、市民からの意見を求めながら、真に有効なごみ減量・資源化に資する施策をごみ処理基本計画に反映し、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会の統合的構築に向けた取り組みを一層進められることを強く希望する。

また、ごみ処理基本計画改定後の施策実施にあたっては、環境部門だけにとどまらず市役所全体で取り組むことを期待するとともに、市民や事業者への周知などについては、より分かりやすく効果的な対応を望むものである。

7 ● 環境関連用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

EMボカシ容器

EMボカシ容器は密閉式のポリ容器で、台所など室内に置き、十分に水切りした生ごみを入れた上にEMボカシ(微生物と米ぬかなどを混ぜた粉状のもの)をふりかけ密閉し、容器の下にたまった液肥をこまめに抜きながら、この手順を繰り返した後、直射日光の当たらない場所に1～2週間置いてから土に埋めると、3～4週間でたい肥として利用できるもの。

インセンティブ

意欲を引き出すために「外部から与える刺激」のこと。

NPO

NPOとは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

【か】

拡大生産者責任

EPR：Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。OECDでは2000年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

拠点回収

公民館、駅等の公共施設、スーパー等の小売店といった住民の使用頻度が高い施設を排出場所（拠点）として定め、回収容器を設置し、ごみを回収する方式。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

減量計画書

事務所・店舗・興行所・集会場・遊技場・旅館・学校等の用途に供される部分の面積が3,000㎡以上の建築物及び店舗面積が500㎡を越える小売店舗を対象に、分別保管場所の設置・担当者の選任・減量計画書作成提出を義務付けることにより分別を進め、資源化ルート等への誘導を促し、市施設に搬入される事業系廃棄物の減量を図るもの。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても有効である。

コンテナ収集

資源物などをプラスチック製容器（コンテナ）を用いて収集する方式。コンテナ収集を行うことにより、収集工程におけるびん割れを防ぎ、リターナブルびんとして再利用できるびんの比率を高めることができる。

コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、たい肥にかえるためのプラスチック製の容器。

【さ】

サーマルリサイクル

→熱回収

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

再生利用（マテリアルリサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

自己処理責任の原則

廃棄物処理法第3条で規定された事業者の責務で、以下の3点に分けられる。①事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において処理すること。②事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めること。③物の製造、加工、販売等に際してその生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。

自らの責任で適正に処理をするということは、いわゆる自家処理にとどまらず、地方公共団体の処理事業への委託も含むものであるが、他者へ委託するということは、当然その処理に要する費用を負担すること等を意味する。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年 法律第110号）では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が促進され、最後に循環的な利用が行われない循環資源については適正に処分されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

集団回収

町内会、自治会、PTA、子ども会等で古紙、缶、びん、布類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成12年6月公布（法律第116号）。平成13年5月施行。事業者及び消費者は、食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者は、主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等に取り組むものとされ、主務大臣はこの基準に基づき食品関連事業者に対し、指導、助言、勧告及び命令を行うことができると規定されている。

【た】

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

DBO方式

Design Build Operateの略であり、「公設民営」を意味する。「設計・建設」と「管理運営」を包括的に公共が性能発注し、公共の資金（国庫補助、起債、一般財源）を用いて建設し、公共が所有。民間事業者が自分で運営管理を行うことを前提に設計・建設を実施する。

店頭回収

スーパーなどの小売店が容器包装などの資源物を店頭で回収するしくみであり、多様な資源回収ルートのひとつである。

電動生ごみ処理機

家庭から排出される生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成10年6月公布（法律第97号）。平成13年4月完全施行。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【な】

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和45年12月公布（法律第137号）。昭和46年9月施行。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物の処理基準、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制等について規定している。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は1972年に経済協力開発機構（OECD）が提唱した、汚染者負担の原則（Polluter-Pays Principle）にある。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装を拒否する、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要である。

パブリックコメント

市民意見提出手続き。市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に広く公表し、提出された意見を考慮して決定するための一連の手続きのこと。

【ま】

舞平清掃センター

し尿・浄化槽汚泥を処理する施設。し尿・浄化槽汚泥を処理した際の汚泥に生ごみを投入しメタン発酵を行い、発生するメタンガスは熱源として利用し、汚泥は堆肥化している。

マテリアルリサイクル

→再生利用

【や】

容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となる。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成7年6月公布（法律第112号）。平成12年4月完全施行。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

溶融処理

燃料の燃料熱や電気から得られた熱エネルギー、またその他のエネルギーにより焼却灰・飛灰を加熱し、1、300℃以上の高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融してガラス質のスラグやメタルを資源として回収すること。

【ら】

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リターナブルびん

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再利用されるビンのこと。洗浄するだけで再利用できるため、省エネとごみの減量化に寄与する。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効である。

リデュース →発生抑制

リユース →再使用

レアメタル

非鉄金属のうち資源としての存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ないといった理由から、産業界での流通・使用量が少ない金属の総称。携帯電話やデジタルカメラといった電子機器の部品等に利用されている。近年レアメタルの枯渇や価格高騰が危惧されており、使用済小型電子機器等からのレアメタルの回収に注目が集まっている。